

特段の記載がない限り、下記規約類に記載の「申込書」「受託書」等については、本お申込みにおける入力内容を含むものとします。

【ご確認ください規約類】

1. しずぎんjoycaの申込にかかる了承事項
2. しずぎんカードローン ミープラスの付帯にかかる了承事項
3. 個人情報にかかる同意書
4. 個人情報にかかる同意書(保証会社採用)
5. しずぎんjoyca会員規約等
 - ・しずぎんjoyca会員規約(抄)
 - ・DC ETCカード会員規約
 - ・DC ETCカード「ハイカ・前払」残高管理サービス利用特約
 - ・しずぎんjoyca(ジョイカ)一体型カード規定
 - ・しずぎんカードローン ミープラス付帯特約
 - ・しずぎんカードローン ミープラス規定(当座貸越規定)
6. しずぎんjoyca(ジョイカ)保証委託約款
7. しずぎんカードローン ミープラス保証委託約款

しずぎんjoycaの申込にかかる了承事項

1. 私および別記家族は、別添のしずぎんjoyca会員規約(抄)、しずぎんカードローン ミープラス付帯特約、DC ETCカード会員規約、DC ETCカード「ハイカ・前払」残高管理サービス利用特約、しずぎんjoyca一体型カード規定、保証委託約款の内容を承認のうえ、静銀ディーシーカード株式会社の保証に基づく「しずぎんjoyca」の入会、「しずぎんカードローン ミープラス」の利用を申込みます。なお、審査の結果については異議を唱えません。
2. 審査のうえ入会が認められない場合、私にしずぎんICカードを発行してください。(一体型カード申込みの場合のみ)
3. しずぎんjoycaにかかるクレジット利用代金、年会費、諸手数料等の支払いは、申込書に記載の決済口座からの口座振替とします。引落しの際は普通預金規定にかかわらず、通帳および払い戻し請求書の提出なしにお取扱ください。
4. カード発行手続に際し、自宅、勤め先または携帯電話に連絡する場合がありますことを了承します。

しずぎんカードローン ミープラスの付帯にかかる了承事項

1. 私は、今回申込みしずぎんjoycaの決済口座に残高バックアップ(カードローン自動貸越・自動融資)機能「ミープラス」が自動的に付帯されることを了承します。
2. ただし、次の場合にはミープラスが付帯されないことを了承します。
 - ①しずぎんjoyca[一体型]または決済口座のキャッシュカードのいずれも発行しない場合
 - ②しずぎんjoyca入会時に学生、未成年、満70歳以上の場合
 - ③しずぎんjoycaのキャッシング利用可能枠が付与されない場合
 - ④しずぎんjoycaの決済口座が「しずぎんハイカード」等、一部カードローンの返済指定口座と同一の場合
 - ⑤しずぎんjoyca決済口座以外の店舗で既に融資のご契約がある場合
 - ⑥「外国政府等において重要な公的地位にある」等に該当する場合
3. 私は、銀行の定める条件によりミープラスの契約が成立することを了承し、銀行から送付される「カードローンご契約内容のお知らせ」により、貸越極度額、貸越利率等の契約内容を確認します。
4. 私は保証会社の保証に基づき、当座貸越規定および保証委託約款の各条項を遵守します。
5. 自動融資機能については、しずぎんミープラス規定(当座貸越規定)第1条および第4条を確認します。
6. しずぎんjoycaの契約中であっても、ミープラスの解約または自動融資機能の停止ができることを確認し、その手続にあたっては私が銀行に届け出ることを了承します。
7. しずぎんjoycaを退会した場合でも、ミープラスは自動的に解約とならないことを了承します。
8. ミープラスの契約は2年ごとの自動更新とし、満70歳を超えた場合は更新されないことを了承します。

個人情報にかかる同意書

私(申込人および家族会員カード申込人)は、しずぎんjoyca(ジョイカ)入会申込書、保証委託書、ならびにこれに付随する一切の契約等(以下「このクレジットカード」という)にかかる私の個人情報に関し、以下の事項について同意します。

また、私は、このクレジットカードに関する保証会社は静銀ディーシーカード株式会社(以下「保証会社」という)、事務受託会社は静銀ディーシーカード株式会社および三菱UFJニコス株式会社(以下両社を「事務受託会社」という)であることを確認します。

記

第1条(個人情報の利用目的)

1. 私は、株式会社静岡銀行(以下「銀行」という)が、個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、下記の個人情報の利用目的の範囲で、私の個人情報等を利用することに同意します。なお、個人番号および特定個人情報については、法令で認められた利用目的の範囲内でのみ利用することに同意します。

業務内容	<ol style="list-style-type: none">1. 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務2. 公共債窓販業務、投資信託販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務、クレジットカード業務等、銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務3. その他法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)
------	---

利 用 目 的	<p>【個人情報の利用目的】</p> <p>銀行および銀行のグループ会社（有価証券報告書等に記載されている銀行の連結対象会社）および提携会社の金融商品（お借入商品を含む。以下同じ）やサービスに関し、下記利用目的で利用いたします。なお、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受付のため 犯罪収益移転防止法に基づくお客さまご本人の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的な取引における管理のため 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため <p>【個人番号の利用目的】</p> <ol style="list-style-type: none"> 金融商品取引に関する法定調書作成事務のため 外国送金取引に関する法定調書作成事務のため 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため 金地金取引に関する法定調書作成事務のため 信託取引に関する法定調書作成事務のため 預金口座付番に関する事務のため その他個人番号の利用目的1から6に必要な事務のため
------------------	---

* 銀行法施行規則等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

* 銀行法施行規則等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

2. 私は保証会社ならびに事務受託会社が、第3条第一項の利用目的の範囲で、私の個人情報を利用することに同意します。

第2条（クレジットカード業務に関する個人情報の利用目的、収集）

1. 私は、銀行が下記のそれぞれの利用目的のため、クレジットカード業務により得た下記のそれぞれの私の個人情報を利用することに同意します。

【利用目的1】

銀行の業務に関する与信判断および契約後の与信管理ならびにクレジットカード業務に関する事務遂行のため

【上記利用目的1のために利用する個人情報】

- ①入会申込時や入会後に私が届け出た、私の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等の事項
- ②入会申込日、入会承認日、利用可能枠等、このクレジットカードに関する事項
- ③クレジットの利用状況、支払状況
- ④私が申告した私の資産、負債、収入、支出および、銀行または保証会社ならびに事務受託会社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況
- ⑤私または公的機関から、適法かつ適正な方法により収集した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
- ⑥犯罪収益移転防止法に基づく本人確認書類の記載事項
- ⑦官報に掲載された情報等、公開されている情報
- ⑧私が提出した確定申告書（写）等、所得を証明する書類の記載事項

【利用目的2】

- ①このクレジットカードの付帯サービスの提供
- ②クレジット関連事業における市場調査・商品開発
- ③宣伝物・印刷物の送付等、クレジット関連事業における営業に関する案内
- ④その他の金融商品のご提案

【上記利用目的2のために利用する個人情報】

- ①入会申込時や入会後に私が届け出た、私の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等の事項
- ②入会申込日、入会承認日、利用可能枠等、このクレジットカードに関する事項
- ③クレジットの利用状況、支払状況

第3条（第三者提供に関する同意）

1. 私は、このクレジットカードの申込および取引にかかる情報を含む下記の情報が、保証会社または事務受託会社における申込の受付、資格確認、保証の審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種提案、その他私との取引が適切かつ円滑に履行されるために銀行より保証会社または事務受託会社に提供されることに同意します。

- ①氏名、住所、家族、勤務先、資産・負債、借入要領に関する情報等、本申込書・契約書及び確認書類に記載の全ての情報
- ②銀行における借入（クレジットカード利用を含む）残高、借入期間、金利、弁済額、弁済日等本取引に関する情報
- ③銀行における預金残高や、借入金（クレジットカード利用を含む）の残高・返済状況等取引管理に必要な情報
- ④延滞情報を含む本取引の弁済に関する情報、銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

2. 私は、このクレジットカードの申込および取引にかかる情報を含む下記情報が、銀行における第1条の個人情報の利用目的に利用されるために、保証会社から銀行に提供されることに同意します。

- ①保証会社での保証審査の結果に関する情報
- ②保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報
- ③保証会社における保証残高情報、他の保証取引に関する情報等、銀行における取引管理に必要な情報
- ④銀行の代位弁済請求に関する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報

3. このクレジットカードにかかる債権は、債権譲渡・証券化といった形式で、他の事業者等に移転することがあります。私は、その際、私の個人情報に当該債権譲渡または必要な範囲内で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供されることに同意します。

第4条（個人信用情報機関への情報提供に関する同意）

- 私は、銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報を含む。）が登録されている場合には、銀行および保証会社がそれを与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査目的に限る。以下同じ）のために利用することに同意します。
- 銀行および保証会社がこの申込に関して、銀行および保証会社の加盟する個人信用情報機関を利用した場合、私は、その利用した日および本申込の内容等が同機関に以下の期間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。
- このクレジットカードの契約にあたり、私は、下記の個人情報（その履歴を含む）が銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。

①銀行が加盟する個人信用情報機関

名称	登録情報	登録期間
全国銀行個人信用情報センター（KSC）	氏名、生年月日、住所（本人への郵便不着の有無等含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
	利用可能枠、利用残高、契約日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
	銀行ならびに保証会社が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
	不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
	官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
	登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
	本人確認資料の紛失・盗難、貸付自棄等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間
（株）日本信用情報機構（JICC）	本人を特定するための情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
	本契約に係る申込みをした事実	照会日から6か月以内
	本契約に係る客観的な取引事実	契約継続中及び契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）
	債務の支払を延滞した事実	契約継続中及び契約終了後5年以内

②銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関

名称	登録情報・登録期間			
	本人を特定するための情報	本契約に係る申込の事実	本契約に係る客観的な取引事実	債務の支払を延滞した事実
株式会社シー・アイ・シー（CIC）	右記のいずれかに登録されている期間	当機関に照会した日から6か月間	契約期間中および契約終了後5年以内	契約期間中および契約終了後5年間

- 私は前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
- 前四項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の住所、問い合わせ電話番号、加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行ないます（銀行および保証会社ではできません。）

個人信用情報機関	提携する個人信用情報機関
<ul style="list-style-type: none"> 全国銀行個人信用情報センター（略称 KSC） https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ TEL：03-3214-5020 	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社シー・アイ・シー 株式会社日本信用情報機構
<ul style="list-style-type: none"> 株式会社シー・アイ・シー（略称 CIC） https://www.cic.co.jp/ TEL：0120-810-414 	<ul style="list-style-type: none"> 全国銀行個人信用情報センター 株式会社日本信用情報機構
<ul style="list-style-type: none"> 株式会社日本信用情報機構（略称 JICC） https://www.jicc.co.jp/ TEL：0570-055-955 	<ul style="list-style-type: none"> 全国銀行個人信用情報センター 株式会社シー・アイ・シー

第5条（契約が不成立の場合）

契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第4条第2項に基づき、当該契約不成立の理由如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

以上

個人情報にかかる同意書(保証会社採用)

株式会社静岡銀行 御中
静岡ディーシーカード株式会社 御中

私は、静岡ディーシーカード株式会社（以下「保証会社」という）の保証による、しずぎんカードローンミープラスについて、ローン利用申込書、保証委託契約書ならびに当該ローンに付随する一切の契約等（以下「このローン」という）にかかる私の個人情報（借入後の変更、追加情報を含む）に関し、以下の事項について同意します。

第1条（個人情報の利用目的）

- 私は、株式会社静岡銀行（以下「銀行」という）が、個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、私の個人情報等を、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。
なお、個人番号および特定個人情報については、法令で認められた利用目的の範囲内でのみ利用することに同意します。

業務内容	<ol style="list-style-type: none">預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務公共債窓販業務、投資信託販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務、クレジットカード業務等、銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務その他法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）
利用目的	<p>【個人情報の利用目的】</p> <p>銀行および銀行のグループ会社（有価証券報告書等に記載されている銀行の連結対象会社）一般財団法人静岡経済研究所ならびに提携会社の金融商品（お借入商品を含む。以下同じ）やサービスに関し、下記利用目的で利用いたします。なお、個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。</p> <ol style="list-style-type: none">各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため犯罪収益移転防止法に基づくお客さまご本人の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的な取引における管理のため融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するためお客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のためダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のためその他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため <p>【個人番号の利用目的】</p> <ol style="list-style-type: none">金融商品取引に関する法定調書作成事務のため外国送金取引に関する法定調書作成事務のため非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため金地金取引に関する法定調書作成事務のため信託取引に関する法定調書作成事務のため預金口座付番に関する事務のためその他個人番号の利用目的 1 から 6 に必要な事務のため

* 銀行法施行規則等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

* 銀行法施行規則等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

- 私は保証会社が、第2条第1項の利用目的の範囲で、私の個人情報を利用することに同意します。

第2条（第三者提供に関する同意）

- 私は、このローンの申込みおよび取引にかかる情報を含む下記の情報が、保証会社における申込みの受付、資格確認、保証の審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種提案、その他私との取引が適切かつ円滑に履行されるために銀行より保証会社に提供されることに同意します。
 - 氏名、住所、家族、勤務先、資産・負債、借入要項に関する情報等、本申込書・契約書および確認書類に記載の全ての情報
 - 銀行における借入残高、借入期間、金利、弁済額、弁済日等本取引に関する情報
 - 銀行における預金残高や、借入金の残高・返済状況等取引管理に必要な情報
 - 延滞情報を含む本取引の弁済に関する情報、銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報
- 私は、このローンの申込みおよび取引にかかる情報を含む下記情報が、銀行における前条の個人情報の利用目的に利用されるために、保証会社から銀行に提供されることに同意します。
 - 保証会社での保証審査の結果に関する情報
 - 保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報
 - 保証会社における保証残高情報、他の保証取引に関する情報等、銀行における取引管理に必要な情報
 - 銀行の代位弁済請求に関する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報
- ローン等の情報は、債権譲渡・証券化といった形式で、他の事業者等に移転することがあります。私は、その際、私の個人情報が当該債権譲渡に必要な範囲内で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供されることに同意します。

第3条（個人信用情報機関への情報提供に関する同意）

- 私は、銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報を含む。）が登録されている場合には、銀行および保証会社がそれを与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査目的に限る。以下同じ）のために利用することに同意します。
- 銀行および保証会社がこの申込みに関して、銀行および保証会社の加盟する個人信用情報機関を利用した場合、私は、その利用した日および本申込みの内容等が同機関に以下の期間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。
- 本取引の契約にあたり、私は、下記の個人情報（その履歴を含む）が銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。

(1) 全国銀行個人信用情報センター（KSC）

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
銀行ならびに保証会社が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

(2) その他の個人信用情報機関

登録期間	会社名	項目	a. 各取引に係る申込みをした事実	b. 各取引に関する客観的な取引事実	c. 各取引に基づく債務の支払を延滞等した事実
		(株)シー・アイ・シー（CIC）		当社が当該個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	契約期間中および契約終了後5年以内
	(株)日本信用情報機構（JICC）		照会日から6ヶ月以内	契約継続中及び契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）	契約継続中及び契約終了後5年以内

- 私は前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
- 前四項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の住所、問い合わせ電話番号、加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（銀行および保証会社では出来ません）。

個人信用情報機関	提携する個人信用情報機関
<ul style="list-style-type: none"> ・全国銀行個人信用情報センター（略称 KSC） TEL：03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ 	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)シー・アイ・シー ・(株)日本信用情報機構
<ul style="list-style-type: none"> ・(株)シー・アイ・シー（略称 CIC） https://www.cic.co.jp/ TEL：0120-810-414 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国銀行個人信用情報センター ・(株)日本信用情報機構
<ul style="list-style-type: none"> ・(株)日本信用情報機構（略称 JICC） https://www.jicc.co.jp/ TEL：0570-055-955 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国銀行個人信用情報センター ・(株)シー・アイ・シー

第4条（契約が不成立の場合）

契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第3条第2項に基づき、当該契約不成立の理由如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

しずぎんjoyca会員規約(抄)

【第1章 一般条項】

第1条(会員)

1. 会員には、本人会員と家族会員とがあります。
2. 本人会員とは、株式会社静岡銀行（以下「当行」といいます。）および三菱UFJニコス株式会社（以下「三菱UFJニコス」といいます。）が運営するクレジットカード取引システムに入会を申込み、当行および三菱UFJニコス（以下「両社」といいます。）が入会を認めた方をいいます。
3. 家族会員とは、本人会員が利用代金の支払いその他両社との契約に関する一切の責任を引受けることを承認した家族で、本人会員と共に申込み両社が入会を認めた方をいいます。

第2条(カードの発行と管理、規約の承認)

1. 両社は、会員1名ごとにクレジットカード（以下「カード」といいます。）を発行し、貸与します。カードの所有権は当行にあり、会員には善良なる管理者の注意をもって、カードを利用、管理していただきます。また、カードに組み込まれている半導体集積回路（以下「ICチップ」といいます。）の毀損、分解や格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行なってはならないものとします。
2. 会員は、両社よりカードを貸与されたときは、本規約承認の上、直ちにその署名欄に会員自身の署名をしていただきます。会員が本規約を承認しない場合には、利用開始前に直ちにカードを切断した上で当行に返却するものとします。なお、本規約中のMastercard International Incorporated（以下「Mastercard International」といいます。）に関する規定は「DC Mastercard」に、Visa Worldwide Pte.Limited（以下「Visa Worldwide」といいます。）に関する規定は「DC Visaカード」に適用します。
3. カードは、カードの表面に会員名が印字された本人に限り利用でき、他の者に譲渡、貸与または担保に提供するなど、カードの占有を第三者に移転することは一切できません。
4. 会員は、会員番号およびカードの有効期限とその他カードに関する情報を本人によるクレジットカード取引システムの利用以外に他の者に使用させることはできません。
5. 前各項のいずれかに違反してカードが利用された場合、そのために生ずる一切の支払いについては、すべて会員の責任となります。

第3条(暗証番号)

1. 会員は、所定の方法によりカードの暗証番号を申し出させていただきます。ただし、会員からの申し出がない場合、または会員から申し出られた暗証番号につき当行が暗証番号として不適切と判断した場合は、当行所定の方法により暗証番号を新たに登録するものとします。
2. 会員は、暗証番号につき生年月日や電話番号等他人から推測されやすい番号を避け、また他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3. 使用されたカードの暗証番号が当行に登録された暗証番号と一致していることを確認し、当該利用者を本人として取り扱った場合は、カード・暗証番号等に事故があっても、そのために生じた損害については、当行はその責任を負いません。
4. カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、そのために生じた損害については会員の責任となります。ただし、カードの管理および登録された暗証番号の管理において会員に責任がないと当行が認めた場合は、この限りではありません。

第5条(年会費)

1. 会員は当行に対し、所定の年会費を第7条第1項に定める方法によりお支払いいただきます。なお、お支払い済の年会費は、年度途中で退会または会員資格が取消となった場合等においても、返却いたしません。

第6条(カードの利用可能枠)

1. ショッピング利用代金（日本国内、国外でのカード利用による商品、権利の購入、役務の受領、通信販売、諸手数料などの利用代金を含みます。）およびキャッシング利用代金の未決済残高の合計は、本人会員、家族会員の利用額を合計して当行が定めた金額以内とし、この金額を「クレジットカード利用可能枠」とします。また当行は、「クレジットカード利用可能枠」の範囲内でショッピングに関する未決済額の上限（以下「ショッピング利用可能枠」といいます。）とキャッシングに関する未決済額の上限（以下「キャッシング利用可能枠」といいます。）を定めます。なお、ショッピングに関しては、「クレジットカード利用可能枠」からキャッシング利用代金の未決済額を控除した金額までご利用が可能なものとします。

第7条(代金決済の方法)

1. ショッピングおよびキャッシングサービスの利用代金、年会費、諸手数料など会員が本規約に基づくカード利用に関して当行に対して負担する一切の支払債務は、原則として毎月15日に締切り翌月から毎月10日（当日が当行休業日の場合は翌営業日。）に口座引き落としの方法により、会員指定の本人会員名義の当行支払預金口座からお支払いいただきます。ただし、支払金の口座引き落としができない場合には、約定支払日以降任意の日に、支払金の全額または一部につき口座引き落としできるものとします。代金決済の方法について別に定めがある場合、または第6項に基づき口座引き落としを停止した場合、その他当行が特に必要と認め会員に通知した場合は、その方法に従いお支払いいただきます。当行は上記締切日、支払日または支払方法について、当行の都合により変更することがあります。また、事務上の都合により翌々月以降の指定日にお支払いいただくことがあります。なお、当行は当行所定の方法による約定支払日前の返済のお申込みをお受けする場合があります。
2. 前項の場合、当行は普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）にかかわらず、通帳・払戻請求書の提出なしに引き落としします。
3. 会員の日本国外におけるカード利用による代金は、日本円に換算の上、国内におけるカード利用代金と同様の方法でお支払いいただきます。日本円への換算には、Mastercard InternationalまたはVisa Worldwideで売上データが処理された日のMastercard InternationalまたはVisa Worldwideが適用した交換レートに海外利用に伴う諸事務処理など所定の費用を加算したレートを適用するものとします。
4. 当行は、毎月の支払債務（以下「支払金」といいます。）をご利用代金明細書により通知します。この通知を受けた後1週間以内に会員からの申し出がない限り、ご利用代金明細書の内容について承認されたものとして第1項の口座引き落としなどを行います。
5. 支払期日に万一第1項の口座引き落としなどができない場合は、別途当行の定める方法によりお支払いいただきます。
6. 当行は、会員が支払金の支払いを遅延した場合には、支払金の口座引き落としを停止する場合があります。

第9条(遅延損害金)

会員が支払金の支払いを遅延したときは、当該支払金の元金に対し支払期日の翌日から支払日に至るまで、また期限の利益を喪失したときは、本規約に基づく未払債務の元金残高に対し期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまで、以下の年率割合（年365日の日割計算により算出）による遅延損害金をお支払いいただきます。なお、遅延損害金の割合は、変更することがあります。

①第26条に定める2回払い、ボーナス一括払い、分割払い、ボーナス併用分割払いの場合は年率5.97%

②前号以外のショッピング払いの場合は年率14.4%

③キャッシングサービスの場合は年率19.92%

第11条(カードの利用・貸与の停止、法的措置、会員資格取消し、カードの差替えなど)

1. 会員が、支払いを怠るなど本規約に違反した場合、違反するおそれがある場合、その他換金を目的としたショッピング取引におけるカード利用等、その他、利用金額、利用間隔、過去の利用内容等から、会員のカード利用状況について不適当、不審または第三者使用の可能性があると当行または三菱UFJニコスが認めた場合には、当行または三菱UFJニコスは会員に通知することなく、会員が所持している当行または三菱UFJニコスが発行するすべてのカードに対して次の措置をとることができます。この場合および第3項に定める場合、会員はカードを利用することができません。万一利用した場合は、直ちにお支払いいただきます。なお、このうち第3号については事後に会員に通知します。

①カードの利用断り

②カードの利用停止

③カード貸与の停止によるカードの返却請求もしくは回収

④第25条第1項で定める加盟店などに対する当該カードの無効通知

⑤当行または三菱UFJニコスが必要と認めた法的措置

2. 前項各号の措置は、加盟店を通じて行われる他、当行または三菱UFJニコス所定の方法によるものとします。
3. 当行または三菱UFJニコスは、会員が第13条第1項各号および同条第2項各号のいずれかの事由に該当した場合、会員が届出するべき事項に関し届出を怠ったまたは虚偽の届出をした場合、または当行から要請があったにもかかわらず年収の届出（収入証明書の提出を含みます。）を怠った場合など当行または三菱UFJニコスが会員として不適格と認めた場合は、会員資格を取消し、退会させることができ、加盟店などに当該カードの無効を通知または登録することがあります。この場合はその旨会員に通知するものとします。
4. 前項の場合、会員はカードを直接当行宛もしくは加盟店を通じて直ちに当行に返却し、本規約に定める支払期限にかかわらず、直ちに当行に対する未払債務をお支払いいただきます。
5. 本人会員が第3項に該当した場合は、家族会員にも同様の措置をとるものとします。
6. 悪用被害を回避するために、当行または三菱UFJニコスが必要と認めた場合、会員はカードの差替えに協力するものとします。

第11条の2（反社会的勢力の排除）

1. 会員または申込に同意した法定代理人、連帯保証人、担保提供者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団員等」と称します。）、またはテロリスト等（疑いがある場合を含みます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等またはテロリスト等を利用して認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等またはテロリスト等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与していると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 会員または申込に同意した法定代理人、連帯保証人、担保提供者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③当行または三菱UFJニコスとの取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行もしくは三菱UFJニコスの信用を毀損し、または当行もしくは三菱UFJニコスの業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. 会員または申込に同意した法定代理人、連帯保証人、担保提供者が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、会員との取引を継続することが不適切である場合には、当行は前条第3、4および5項と同様の措置をとることを承諾します。
4. 前項の規定の適用により、会員または申込に同意した法定代理人、連帯保証人、担保提供者に損害が生じた場合にも、当行または三菱UFJニコスになんらの請求をしません。また、当行または三菱UFJニコスに損害が生じたときは、会員または申込に同意した法定代理人、連帯保証人、担保提供者がその責任を負います。

第12条（費用の負担）

2. 年会費等、会員が当行に支払う費用等に公租公課が課される場合、または公租公課（消費税等を含みます。）が増額される場合は、会員は当該公租公課相当額または当該増加額を負担するものとします。

第13条（期限の利益喪失）

1. 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合は、本規約に基づく債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当行に対する未払債務をお支払いいただきます。
 - ①支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき
 - ②自ら振出したもしくは引受けた手形、小切手が不渡りになったとき
 - ③会員に対して仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき
 - ④支払期日に利用代金の支払いを1回でも遅延した場合。ただし、第26条に定める2回払い、ボーナス一括払い、分割払い、ボーナス併用分割払いの分割支払金、またはリボルビング払い、ボーナス併用リボルビング払いの弁済金については支払いを遅延し、当行から20日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき
 - ⑤保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき
 - ⑥住所変更の届け出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由によって、当行に会員の所在が不明となったとき
 - ⑦相続の開始があったとき
 - ⑧当行が所有権を留保した商品の質入、譲渡、貸借その他当行の所有権を侵害する行為をしたとき
2. 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合は、当行の請求により本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに当行に対する未払債務をお支払いいただきます。
 - ①第26条に定める2回払い、ボーナス一括払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、またはリボルビング払い、ボーナス併用リボルビング払いによる支払方法を利用した商品の購入（業務提供誘引販売個人契約を除きます。）が会員にとって自らの営業のためにもしくは営業として締結した売買契約、サービス提供契約となる場合で、会員が利用代金の支払いを1回でも遅延したとき
 - ②前号のほか、割賦販売法第35条の3の60第1項各号に定める場合で、会員が利用代金の支払いを1回でも遅延した場合
 - ③当行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき
 - ④当行との取引約定の一つにでも違反したとき
 - ⑤本規約の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる場合
 - ⑥会員資格を喪失したとき
 - ⑦この取引に関し会員が当行に虚偽の資料提供または報告をしたとき
 - ⑧会員が当行または三菱UFJニコスの発行するカードを複数所持している場合において、その1枚のカードについて本条に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき

第16条の2（犯罪収益移転防止法）

1. 当行が「犯罪収益移転防止法」に基づき、本人確認または取引時確認（本人特定事項〔氏名・住居・生年月日〕、取引目的および職業等の確認）における所定の公的資料の提出を求めたとき、この求めに応じていただけない場合は、当行は、入会をお断りし、あるいはキャッシングサービスの利用をお断りすることがあります。
2. 会員は、会員が「犯罪収益移転防止法」に規定する国家元首、重要な地位を占める者もしくはこれらの者であった者またはその者の家族に該当する場合または該当することとなった場合は、当行所定の方法により遅滞なく当行に届出なければなりません。

第16条の4（クレジットカード事務の委託）

1. 当行は、本規約に基づくクレジットカードに関する事務（与信事務（与信判断事務を除きます。）、代金決済事務、およびこれらに付随する事務等）を三菱UFJニコスまたは静銀DCに委託します。会員は三菱UFJニコスおよび静銀DCが当行より受託して本規約に基づくクレジットに関する事務を行うことに同意するものとします。
2. クレジットカードに関する事務の委託に伴い、三菱UFJニコスまたは静銀DCが当行にかわって会員に対しご連絡する場合があります。

第16条の5（クレジットカード債務の保証の取得）

- 会員は、利用代金、利息、手数料、損害金等のクレジットカード取引から生じる一切の債務（ただし年会費は除きます。）について、静銀DCの保証を得るものとします。

第2章 個人情報の取扱い条項

第17条 (個人情報の収集・保有・利用、委託)

1. 会員および入会申込者（以下併せて「会員等」といいます。）は、本規約に基づくカード取引契約（契約の申込みを含みます。以下同じ。）を含む当行との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）を当行および三菱UFJニコスが保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。
 - ①入会申込時や入会後に会員等が届け出た、会員等の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、運転免許証等の記号番号等、本人を特定するための情報および取引目的、職業、勤務先、家族構成、住居状況、その他の情報（これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。）等の事項
 - ②入会申込日、入会承認日、ご利用可能枠等、本規約に基づくカード取引契約の内容に関する情報（本申込の事実を含みます。）
 - ③本規約に基づくカード取引の利用状況、支払状況
 - ④本規約に基づくカード取引に関する会員等の支払能力を調査するためまたは支払途上における支払能力を調査するため、会員等が申告した会員等の資産、負債、収入、支出、当行または三菱UFJニコスが収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況
 - ⑤会員等または公的機関から、適法かつ適正な方法により収集した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
 - ⑥犯罪収益移転防止法に基づく本人確認書類の記載事項
 - ⑦官報に掲載された情報等、公開されている情報

第17条の2 (個人情報の利用)

会員等は、当行または三菱UFJニコスが下記の目的のために前条第1項第1、2および3号の個人情報を利用することに同意します。

- ①カードの基本的な機能や付帯サービスの提供
 - ②当行または三菱UFJニコスのクレジット関連事業における市場調査・商品開発
 - ③当行、三菱UFJニコスまたは加盟店等のクレジット関連事業における宣伝物・印刷物の送付等、営業案内
- なお、三菱UFJニコスのクレジット関連事業とは、クレジットカード、融資、信用保証等となります。事業内容の詳細につきましては、次のホームページにてご確認ください。[ホームページ <http://cr.muufj.jp>]

第17条の3 (個人信用情報機関への登録・利用)

1. 当行または三菱UFJニコスが加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、会員等の個人情報が登録されている場合には、割賦販売法第39条および貸金業法第41条の38により会員等の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
2. 会員等の本規約に基づくカード取引に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、当行または三菱UFJニコスの加盟する個人信用情報機関に規約末尾の表に定める期間登録され、当行または三菱UFJニコスが加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、会員等の支払能力に関する調査の目的に限り、利用されることに同意します。
3. 当行または三菱UFJニコスが加盟する個人信用情報機関の名称、問合せ電話番号、およびホームページアドレスは規約末尾に記載しております。また、本契約期間中に新たに当該記載以外の個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知するものとします。
4. 当行または三菱UFJニコスが加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関は、規約末尾に記載しております。
5. 第3項および規約末尾に記載している個人信用情報機関に登録される情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号、契約の種類、契約日、利用可能枠、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払状況、および取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）、その他本規約末尾の表に定める、加盟信用情報機関指定の情報となります。

第17条の4 (個人情報の共同利用および公的機関への提供)

3. 会員等は、当行が各種法令の規定により提供を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。また、当行が本規約に基づくカード取引契約を含む当行との取引の与信判断および与信後の管理のため、住民票等公的機関が発行する書類を収集するに際し、公的機関から個人情報の提供を求められた場合、当該個人情報を提供することに同意します。

第17条の5 (個人情報の静銀DCへの提供)

会員等は、当行が本規約および保証委託契約に基づき本契約におけるカード取引の一切の債務保証を行う静銀DCに対し、第17条第1項各号の個人情報を提供し、静銀DCが本保証取引を含む静銀DCとの取引の与信判断および与信後の管理のために利用することに同意します。

第18条 (個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員等は、当行および当行または三菱UFJニコスが加盟する個人信用情報機関、ならびに共同利用会社に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
 - ①当行に開示を求める場合には、下記までお願いします。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えいたします。

株式会社静岡銀行 クレジットカードセンター 〒424-0886 静岡市清水区草薙1-13-10 TEL054-653-5533
 - ②個人信用情報機関に開示を求める場合には、規約末尾に記載の個人信用情報機関に連絡してください。
 - ③共同利用会社に開示を求める場合には、第20条第2項に記載のDCカードコールセンターに連絡してください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えいたします。
2. 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当行は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第19条 (本規約第2章に不同意の場合)

当行または三菱UFJニコスは、会員等が入会申込書の必要な記載事項の記載を希望しない場合および本規約第2章の内容の全部または一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会手続きをとることがあります。ただし、本規約第17条の2第3号または第17条の4第1項第3号に同意しない場合でも、これを理由に当行または三菱UFJニコスが入会をお断りすることや退会手続きをとることはありません。

第19条の2 (利用・提供中止の申し出)

本規約第17条の2第3号または第17条の4第1項第3号による同意を得た範囲内で当行または三菱UFJニコスが当該情報を利用している場合であっても、中止の申し出があった場合は、それ以降の当行または三菱UFJニコスでの利用、他社への提供を中止する措置をとります。

第20条 (問合せ窓口)

1. 会員等の個人情報に関するお問合せや開示・訂正・削除、またはご意見の申し出、あるいは利用・提供中止の申し出等は、下記までお願いします。

株式会社静岡銀行 クレジットカードセンター 〒424-0886 静岡市清水区草薙1-13-10 TEL 054-653-5533
2. 三菱UFJニコスが利用している会員等の個人情報の、三菱UFJニコスにおける利用に関するお問合せやご意見の申し出、および共同利用会社における利用に関するお問合せやご意見の申し出は、下記までお願いします。

三菱UFJニコス株式会社 DCカードコールセンター
東京：150-8015 東京都渋谷区道玄坂1-3-2 TEL 03-3770-1177
大阪：541-8539 大阪市中央区淡路町2-2-14 TEL 06-6533-6633

第20条の2 (契約不成立時および会員資格取消・退会申出後の個人情報の利用)

1. 本規約に基づくカード取引契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第17条および第17条の3第2項および規約末尾の表②に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
2. 当行は、第11条および第15条に定める会員資格取消または退会申出後も、第17条、第17条の2および第17条の4に定める目的（ただし、第17条の2および第17条の4第1項の各第2号および第3号を除きます）で、法令等または当行が定める所定の期間、個人情報を保有し、利用します。

第4章 ショッピング条項

第25条 (ショッピングの利用方法)

1. 会員は、次の各号に記載した加盟店 (以下「加盟店」といいます。) にカードを提示し、所定の売上票などに会員自身の署名を行うことによって、商品、権利の購入ならびに役務の提供を受けることができます。ただし、第3号および第4号の日本国外の加盟店では、加盟店によっては利用できない場合があります。なお、売上票などへの署名に代えて、加盟店に設置されている端末機でカードおよび登録されている暗証番号を操作するなど所定の手続きにより、同様のことができます。
 - ① 両社または当行もしくは三菱UFJニコスが契約した加盟店
 - ② 当行または三菱UFJニコスと提携したクレジットカード会社 (以下「提携カード会社」といいます。) が契約した加盟店
 - ③ Mastercard International加盟の金融機関またはクレジットカード会社と契約した日本国内および日本国外の加盟店
 - ④ Visa Worldwide加盟の金融機関またはクレジットカード会社と契約した日本国内および日本国外の加盟店
 - ⑤ 前各号のほか当行が定める加盟店
2. 前項の規定にかかわらず、通信販売などカードの利用方法を、当行、三菱UFJニコス、Mastercard International、Visa Worldwideのいずれかが別に定めた場合には、会員はこれらの方法によるものとし、この場合にはカードの提示、署名などを省略することができます。
3. 通信料金等当行または三菱UFJニコス所定の継続的役務については、当行または三菱UFJニコスが適当と認めた場合、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。この場合、会員は、当該加盟店の要請があったとき、またはその他当該役務の提供を継続的に受けるために当行または三菱UFJニコスが必要であると判断したとき、会員番号等の変更情報等が当行または三菱UFJニコスから加盟店に通知されることを予め承認するものとします。
4. ショッピングの1回あたりの利用可能額は、日本国内では当行と加盟店との間で定めた金額までとし、日本国外ではMastercard InternationalまたはVisa Worldwideが各国で定めた金額までとします。なお、利用の際、加盟店を通じて当行の承認を得た場合は、この可能額を超えて利用することができます。
5. カードの利用に際して、利用金額、購入商品・権利や提供を受ける役務によっては、当行の承認が必要となります。また当行は、インターネット等による海外ギャンブル取引におけるカード利用や換金を目的としたショッピング取引におけるカード利用など、会員のカード利用が適当でないと判断した場合は、カードの利用をお断りすることがあります。また一部商品 (貴金属・金券類等) については、利用を制限もしくはお断りさせていただく場合があります。
6. 当行または三菱UFJニコスは、悪用被害を回避するため当行または三菱UFJニコスが必要と認めた場合、加盟店に対し会員のカード利用時に本人確認の調査を依頼することがあり、この際会員はこの調査に協力するものとします。また当行または三菱UFJニコスは、会員のカード利用内容について会員に照会させていただくことがあります。
7. 当行は、カード利用による代金を、会員に代って加盟店に立替払いするものとします。会員がカード利用により購入した商品の所有権は、当行が加盟店に立替払いしたことにより加盟店から当行に移転し、会員の当該代金完済まで当行に留保されるものとします。

第26条 (ショッピング利用代金の支払区分)

1. ショッピング利用代金の支払区分は、1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、分割払い (支払回数3回以上の回数指定払い)、ボーナス併用分割払い (分割払いにボーナス払いを併用した回数指定払い)、リボルビング払い、ボーナス併用リボルビング払いのうちから、会員がカード利用の際に指定するものとします。ただし、1回払い以外の支払区分については、一部の加盟店で指定できない場合があります。また日本国外における利用代金の支払区分は、原則として1回払いとします。
2. 分割払いの場合、利用代金 (現金価格) に、会員が指定した支払回数に対応した当行所定の分割払手数料を加算した金額を各月の支払期日に分割 (以下「分割支払金」といいます。) してお支払いいただきます。なお、支払総額ならびに月々の分割支払金は、当行より送付するご利用代金明細書記載の通りとします。
3. 分割払いの手数料は、元利均等残債方式により、分割払利用残高に対して当行所定の利率を乗じて得られる金額とします。この場合、第1回目の分割払いの手数料は、初回締切日の翌日から翌月支払期日までの日割計算 (年365日とします。) 、第2回目以降は支払期日の翌日から翌月支払期日までを1ヵ月とする月利計算を行うものとします。なお、利用日から初回締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。
4. ボーナス併用分割払いのボーナス支払いは、最初に到来した当行所定のボーナス支払月よりお支払いいただきます。またボーナス支払月の加算対象額は、1回のカード利用に係る利用代金 (現金価格) の50%とし、当行所定の分割払手数料を加算した金額をボーナス併用回数に応じて分割し、月々の分割支払金に加算してお支払いいただきます。
5. リボルビング払いの場合、会員が次の各号の当行所定の方式のうちから選択した支払コースに基づく元金および手数料支払額の合計額 (以下「弁済金」といいます。) を翌月から各支払期日にお支払いいただきます。
 - ① 元金定額方式による支払コースを選択したときは、会員が申し出て当行が承認した元金支払額に次項に定める手数料を加算した支払額
 - ② 残高スライド方式による支払コースを選択したときは、別表記載の締切日のご利用残高に応じた支払コース所定の支払額 (当該金額には第7項に定める手数料を含むものとします。)
6. ボーナス併用リボルビング払いの場合、会員が当行所定の方法により申し出て、当行が認めた場合、会員が指定したボーナス月に指定した支払額を加算することができます。この場合会員は、リボルビング利用残高および次項の手数料の返済として、「ボーナス月」の支払日に指定した支払額 (以下「ボーナス加算金額」といいます。) を月々の弁済金に加算してお支払いいただきます。なお、会員が指定できる「ボーナス月」は次の各号のいずれかとなります。また「ボーナス加算金額」は、会員が1万円以上1万円単位で指定した金額とします。
 - ① 1月および7月
 - ② 12月および7月
 - ③ 1月および8月
 - ④ 12月および8月
7. リボルビング払いの手数料は、毎月締切日の翌日から翌月締切日までのリボルビング利用残高に対して当行所定の割合で日割計算 (年365日とします。) した金額を、翌々月の支払日にお支払いいただきます。ただし、利用日から最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。
8. 当行は、金融情勢の変化など相当の事由がある場合、本条の手数料率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。手数料率の変更について、当行から変更内容を通知した後は、第24条の規定にかかわらずリボルビング払いの手数料はその時点におけるリボルビング利用残高の全額に対して変更後の手数料率が適用されるものとします。

第26条の2 (ショッピングリボ事前登録サービス)

会員が事前に申し出て当行が適当と認めた場合、国内、海外全てにおける加盟店でのショッピング代金のお支払いを、第26条第1項にかかわらず、当行が別途定める条件によりリボルビング払いにすることができます。この場合、第26条によりお支払いいただきます。

第26条の3 (ショッピングリボ切替サービス)

1. 会員は当行の定める期日までに申込みをし、当行が適当と認めた場合、当行が別途定める条件により、第26条第1項によらず、ショッピング利用代金の全部または一部の支払方法を、当行所定の基準により、1回払い・2回払い・ボーナス一括払いからリボルビング払いに変更することができます。この場合、当初の利用日に遡ってリボルビング払いによるカード利用があったものとして、第26条によりお支払いいただきます。
2. 会員が前項の当行の定める条件に違反した場合、支払方法の変更は無効となり、会員は当行に対する債務を直ちに一括で支払うものとします。

第5章 キャッシングサービス条項

第31条 (キャッシングサービスの利用方法)

1. 当行より利用を認められた会員は、当行が認めた利用可能枠の範囲内で、当行の現金自動支払機（以下「支払機」といいます。）および三菱UFJニコスがDCブランドとして提携する日本国内の金融機関のうち一部金融機関の支払機で、カードおよび登録されている暗証番号を操作することにより、当行からキャッシングサービスを受けることができます。この場合、会員は、当行所定の利用手数料を第7条に定める代金決済方法に従い支払うものとします。
2. 当行より日本国外でのキャッシングサービスの利用を認められた会員は、次の各号の金融機関など日本国外のキャッシングサービス取扱場所、カードを提示し、所定の伝票に会員自身の署名をすることにより、または当行の指定する日本国外の支払機で、カードおよび登録されている暗証番号を操作することにより、日本国外でキャッシングサービスを利用することができます。なお、融資額は、Mastercard InternationalまたはVisa Worldwideもしくは当行が指定する現地通貨単位とします。このキャッシングサービス取扱場所が所定の手数料を定めているときの、取扱場所への当行の立替払い、会員からの手数料の支払方法は前項と同様とします。
 - ①Mastercard InternationalまたはVisa Worldwideと提携した金融機関などの本支店
 - ②前号の金融機関が提携した金融機関などの本支店
 - ③当行または提携金融機関の本支店
 - ④前各号のほか当行の指定する金融機関の本支店

【注】第1項の利用手数料についての規定は、当行所定の方法にて会員あて通知、または当行が相当と認める方法にて公表した期日から適用させていただきます。

第32条 (キャッシングサービス利用代金の支払区分)

1. キャッシングサービス利用代金の支払区分は、1回払いとリボルビング払いのうちから、会員がカード利用の際に指定するものとします。ただし、リボルビング払いは一部の提携金融機関で指定できない場合があります。また、日本国外利用における支払区分は1回払いに限るものとします。なお、当行所定の支払期日前の途中返済は原則としてできないものとします。ただし当行が認めた場合はその限りではないものとします。
2. 1回払いの場合、当行所定の支払期日に利息を加算して一括返済するものとし、その利息は、利用日の翌日から支払日までのキャッシング利用残高に対して、当行所定の割合で日割計算（年365日とします。）した金額とします。
3. リボルビング払いの場合、会員が次の各号の当行所定の方式のうちから選択した支払いコースに基づく元金および利息の合計額を翌月から各支払期日にお支払いいただきます。
 - ①元金定額方式による支払いコースを選択したときは、会員が申し出て当行が承認した元金支払い額に次項に定める利息を加算した合計額
 - ②残高スライド支払いコースを選択したときは、別表記載の締切日のご利用残高に応じた支払いコース所定の支払い額（当該金額には次項に定める利息を含むものとします。）
4. リボルビング払いの利息は、毎月締切日（初回は利用日）の翌日から翌月締切日までのリボルビング利用残高に対して当行所定の割合で日割計算（年365日とします。）した金額を、翌々月の支払日にお支払いいただきます。
5. 第2、3および4項の利率については、当行は当行所定の基準および方法により優遇できるものとし、金融情勢の変化など相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。

第32条の2 (キャッシングリボ事前登録サービス)

前条第1項にかかわらず、会員が事前に申し出て当行が適当と認めた場合、国内、海外すべてにおけるキャッシング利用分のお支払いを当行が別途定める条件によりリボルビング払いにすることができます。この場合第32条を適用しお支払いいただきます。

第32条の3 (キャッシングリボ切替サービス)

1. 第32条1項にかかわらず、会員は当行の定める期日までに申込みをし当行が適当と認めた場合、当行が別途定める条件により、国内、海外全てにおけるキャッシングのご利用代金の全部または一部の支払方法を、当行所定の基準により1回払いからリボルビング払いに変更することができます。この場合、1回払いの利用日に遡って、リボルビング払いによるカードの利用があったものとして第32条によりお支払いいただきます。
2. 会員が前項の当行の定める条件に違反した場合、支払方法の変更は無効となり、会員は当行に対する債務を直ちに一括して支払うものとします。

第6章 相殺に関する条項

第33条 (当行からの相殺)

1. 期限の到来、期限の利益の喪失、その他の事由によって会員が当行に対する債務を履行しなければならない場合には、当行はその債務と会員の預金その他当行に対する債権とを、その債権の期限のいかに関わらず、いつでも相殺することができます。
2. 前項の相殺ができる場合には、当行は事前の通知および所定の手続を省略して預金その他当行に対する債権を払い戻し、この取引の債務の返済に充当することもできるものとします。この場合、当行は会員に対して充当した結果を通知します。
3. 前二項により相殺等をする場合、債権債務の利息および遅延損害金の計算は、その期間を計算実行の日までとし、預金その他債権の利率については会員と当行の間に別の定めがある場合を除き、当行の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

第34条 (会員からの相殺)

1. 会員は弁済期にある預金その他の債権とこの取引から生じる一切の債務とを、その債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
2. 前項により相殺する場合、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他債権の証書、通帳は直ちに当行に提出してください。
3. 第1項により相殺した場合における債権債務の利息および遅延損害金の計算については、その期間を当行の計算実行の日までとし、預金等の利率については会員と当行の間に別の定めがある場合を除き、当行の定めによります。また、期限前弁済について繰上返済手数料など別途の手数料の定めがあるときは、その定めに従うものとします。

第35条 (相殺における充当の指定)

1. 当行から相殺等をする場合に、会員がこの取引により当行に対して負担した債務のほか当行に対して債務を負担しているときは、当行は債権保全上の事由によりどの債務に充当するかを指定することができます。会員はその指定に対して異議を述べないものとします。
2. 会員から相殺をする場合に、会員がこの取引により当行に対して負担した債務のほか当行に対して債務を負担しているときは、会員はどの債務に充当するかを指定することができます。なお、会員がどの債務に充当するかを指定しなかったときは当行が指定することができます。会員はその指定に対して異議を述べないものとします。
3. 会員の当行に対する債務のうち1つでも返済の遅延が生じている場合等において前項の会員の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときには、当行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無の状況等を考慮して、どの債務に充当するかを指定することができます。
4. 第2項なお書き、または前項の場合、当行は会員の期限未到来の債務を指定し、当該債務の期限前返済に充当することができるものとします。

【お問合せ・相談窓口】

1. 商品などについてのお問合せ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 本規約についてのお問合せ・ご相談および支払停止の抗弁に関する書面（会員規約第29条第5項）については、当行におたずねください。
株式会社静岡銀行 クレジットカードセンター 〒424-0886 静岡市清水区草薙1-13-10 TEL 054-653-5533
3. 保証委託約款に関するお問い合わせ・ご相談については、保証会社におたずねください。
静銀ディーシーカード株式会社 〒424-0886 静岡市清水区草薙1-13-10 TEL 054-344-1155
4. その他当行へのご意見・ご要望については、下記にお申し付けください。
株式会社静岡銀行 お客さまサービス室 〒424-8677 静岡市清水区草薙北2-1 TEL 054-261-3131,054-345-5411 (代表)

[当行または三菱UFJニコスが加盟する個人信用情報機関の名称、問合せ電話番号、およびホームページアドレス]

株式会社シー・アイ・シー TEL 0120-810-414 <https://www.cic.co.jp/>

全国銀行個人信用情報センター TEL 03-3214-5020 <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

株式会社日本信用情報機構 TEL 0570-055-955 <https://www.jicc.co.jp/>

なお、各個人信用情報機関の業務内容、加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、各機関のホームページをご覧ください。

[当行または三菱UFJニコスが加盟する個人信用情報機関に登録される情報とその期間]

	登録の期間		
	シー・アイ・シー (CIC)	全国銀行個人信用情報センター (KSC)	株式会社日本信用情報機構 (JICC)
① 本人を特定するための情報	登録情報①②③のいずれかに登録されている期間		
② 本契約に係る申込みをした事実	当機関に照会した日から6ヵ月間	当機関利用日から1年を超えない期間	照会日から6ヵ月以内
③ 本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中及び契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)
④ 債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年間	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中及び契約終了後5年以内

上記の3機関は相互に提携しています。また、割賦販売法に基づく指定信用情報機関はCICとなります。

なお、当行はKSC、CIC、JICC、三菱UFJニコスはCIC、JICCに加盟しています。

《分割払い(含むボーナス併用分割払い)について》

●分割払い(含むボーナス併用分割払い)の支払回数、支払期間、手数料率(実質年率)

支払回数(回)	3回	5回	6回	10回	12回	15回	18回	20回	24回
支払期間(カ月)	3カ月	5カ月	6カ月	10カ月	12カ月	15カ月	18カ月	20カ月	24カ月
手数料率(実質年率)	一般カード15.0%、ゴールドカード12.0%								

※1 分割払い・ボーナス併用分割払いの支払回数は、原則上記表に記載の通りとします。ただし、当行が承認した場合には上記支払回数以外の利用ができるものとし、この場合の分割払いの手数料は、当行所定の実質年率(本表の実質年率に準じます。)にて計算するものとします。

※2 ※1にかかわらず、一部の分割払い取扱加盟店では、支払回数、分割払いの手数料率(実質年率)が異なる場合があります。

※3 ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は1月(冬期)と7月(夏期)とし、最初に到来したボーナス月よりお支払いいただきます。なお、会員の利用日、支払回数によっては、ボーナス併用分割払いのお取扱いができない場合があります。

●支払総額の具体的算定例(分割払いのお支払例)①:10月1日に一般カードで現金価格6万円(消費税込)の商品を6回払い(実質年率15.0%)でご購入された場合

支払回数(実質年率)	3回払い(15.0%)	5回払い(15.0%)	6回払い(15.0%)	10回払い(15.0%)	12回払い(15.0%)	15回払い(15.0%)	18回払い(15.0%)	20回払い(15.0%)	24回払い(15.0%)
分割支払金の利用代金(現金価格)に対する割合	0.34170117	0.20756210	0.17403381	0.10700307	0.09025831	0.07352646	0.06238478	0.05682038	0.04848664

①分割支払金(月々の支払額) $60,000円 \times 0.17403381 = 10,442円$ (1円未満切捨て。以下同じ)

②支払総額(分割支払金合計) $62,533円$ (元利均等残債方式により、最終回の支払額は端数調整しております。)

■第1回目お支払い(11月10日)

・分割支払金 10,442円

内手数料 $60,000円 \times 15.0\% \times 26日 \div 365日 = 641円$ (※初回は日割計算となります。)

元金 $10,442円 - 641円 = 9,801円$

・支払後残元金 $60,000円 - 9,801円 = 50,199円$

■第2回目お支払い(12月10日)

・分割支払金 10,442円

内手数料 $50,199円 \times 15.0\% \div 12ヵ月 = 627円$ (※2回目以降は月利計算となります。)

元金 $10,442円 - 627円 = 9,815円$

・支払後残元金 $50,199円 - 9,815円 = 40,384円$

■以下、第3回目以降の分割支払金の内訳は次表のとおりとなります。(単位:円)

支払回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	合計
分割支払金	10,442	10,442	10,442	10,442	10,442	10,323	62,533
内 手数料	641	627	504	380	254	127	2,533
内 元 金	9,801	9,815	9,938	10,062	10,188	10,196	60,000
支払後残元金	50,199	40,384	30,446	20,384	10,196	0	-

●支払総額の具体的算定例(分割払いのお支払例)②:10月1日にゴールドカードで現金価格6万円(消費税込)の商品を6回払い(実質年率12.0%)でご購入された場合

支払回数(実質年率)	3回払い(12.0%)	5回払い(12.0%)	6回払い(12.0%)	10回払い(12.0%)	12回払い(12.0%)	15回払い(12.0%)	18回払い(12.0%)	20回払い(12.0%)	24回払い(12.0%)
分割支払金の利用代金(現金価格)に対する割合	0.34002211	0.20603979	0.17254836	0.10558207	0.08884878	0.07212378	0.06098204	0.05541531	0.04707347

①分割支払金(月々の支払額) $60,000円 \times 0.17254836 = 10,352円$ (1円未満切捨て。以下同じ)

②支払総額(分割支払金合計) $62,023円$ (元利均等残債方式により、最終回の支払額は端数調整しております。)

■第1回目お支払い(11月10日)

・分割支払金 10,352円

内手数料 $60,000円 \times 12.0\% \times 26日 \div 365日 = 512円$ (※初回は日割計算となります。)

元金 $10,352円 - 512円 = 9,840円$

・支払後残元金 $60,000円 - 9,840円 = 50,160円$

■第2回目お支払い(12月10日)

・分割支払金 10,352円

内手数料 $50,160円 \times 12.0\% \div 12ヵ月 = 501円$ (※2回目以降は月利計算となります。)

元金 $10,352円 - 501円 = 9,851円$

・支払後残元金 $50,160円 - 9,851円 = 40,309円$

■以下、第3回目以降の分割支払金の内訳は次表のとおりとなります。(単位:円)

支払回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	合計
分割支払金	10,352	10,352	10,352	10,352	10,352	10,263	62,023
内 手数料	512	501	403	303	203	101	2,023
内 元 金	9,840	9,851	9,949	10,049	10,149	10,162	60,000
支払後残元金	50,160	40,309	30,360	20,311	10,162	0	-

《リボルビング払いについて》

●リボルビング払いの手数料率

一般カード : 実質年率15.0%

ゴールドカード : 実質年率12.0%

(毎月締切日の翌日から翌月締切日までの日割計算)

●リボルビングお支払コース (「毎月のお支払額」算定表)

締切日のご利用残高		10万円以下	10万円超 20万円以下	20万円超 30万円以下	30万円超 40万円以下	40万円超 50万円以下	50万円超 60万円以下	60万円超 10万円増す毎に
元金定額 方式	① 定額コース (元金毎に6種類)	元金(5千円・1万円・2万円・3万円・4万円・5万円)+手数料(ご利用残高に対する日割計算による)						
残高 スライド 方式	② 5千円コース	5千円	1万円	1万5千円	2万円	2万5千円	3万円	1万円ずつ加算
	③ 1万円コース	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	
	④ 2万円コース	2万円		3万円	4万円	5万円	6万円	
	⑤ 3万円コース	3万円			4万円	5万円	6万円	
	⑥ 4万円コース	4万円				5万円	6万円	
	⑦ 5万円コース	5万円					6万円	

●ボーナス月加算お支払い: 会員の方があらかじめ選択した月(年2回)に、ボーナス加算額を通常のお支払額に加えてお支払いいただきます。

●元金定額方式の場合

リボルビングご利用残高(元金)がご指定されたコースのお支払額に満たない場合は、リボルビングご利用残高(元金)(リボルビング払い手数料がある場合には、元金との合計額)をお支払いいただきます。

●残高スライド方式の場合

リボルビングご利用残高(元金)と手数料の合計額が各コースの最低お支払額に満たないときは、その合計額をお支払いいただきます。

●支払総額の具体的算定例(リボルビング払いのお支払例)①: 10月1日に一般カードで現金価格3万円(消費税込み)のご利用をされた場合(実質年率15.0%で計算)

<元金定額方式で「定額5千円コース」の場合>

■第1回目お支払い(11月10日) 弁済金5,000円

内手数料0円 元金5,000円

■第2回目お支払い(12月10日) 弁済金5,371円

内手数料371円 = (3万円 × 15.0% × 26日 ÷ 365日) + {(3万円 - 5千円) × 15.0% × 5日 ÷ 365日}

元金5,000円

以下弁済金は1月10日5,297円(内手数料297円)、2月10日5,243円(同243円)、3月10日5,180円(同180円)、4月10日5,104円(同104円)、5月10日53円(同53円)で完済となります。

<残高スライド方式で「5千円コース」の場合>

■第1回目お支払い(11月10日) 弁済金5,000円

内手数料0円 元金5,000円

■第2回目お支払い(12月10日) 弁済金5,000円

内手数料371円 = (3万円 × 15.0% × 26日 ÷ 365日) + {(3万円 - 5千円) × 15.0% × 5日 ÷ 365日}

元金4,629円 = 5,000円 - 371円

以下弁済金は1月10日5,000円(内手数料297円)、2月10日5,000円(同248円)、3月10日5,000円(同188円)、4月10日5,000円(同115円)、5月10日1,286円(同67円)、6月10日12円(同12円)で完済となります。

●支払総額の具体的算定例(リボルビング払いのお支払例)②: 10月1日にゴールドカードで現金価格3万円(消費税込み)のご利用をされた場合(実質年率12.0%で計算)

<元金定額方式で「定額5千円コース」の場合>

■第1回目お支払い(11月10日) 弁済金5,000円

内手数料0円 元金5,000円

■第2回目お支払い(12月10日) 弁済金5,297円

内手数料297円 = (3万円 × 12.0% × 26日 ÷ 365日) + {(3万円 - 5千円) × 12.0% × 5日 ÷ 365日}

元金5,000円

以下弁済金は1月10日5,237円(内手数料237円)、2月10日5,194円(同194円)、3月10日5,144円(同144円)、4月10日5,083円(同83円)、5月10日42円(同42円)で完済となります。

<残高スライド方式で「5千円コース」の場合>

■第1回目お支払い(11月10日) 弁済金5,000円

内手数料0円 元金5,000円

■第2回目お支払い(12月10日) 弁済金5,000円

内手数料297円 = (3万円 × 12.0% × 26日 ÷ 365日) + {(3万円 - 5千円) × 12.0% × 5日 ÷ 365日}

元金4,703円 = 5,000円 - 297円

以下弁済金は1月10日5,000円(内手数料238円)、2月10日5,000円(同197円)、3月10日5,000円(同149円)、4月10日5,000円(同89円)、5月10日1,020円(同50円)、6月10日7円(同7円)で完済となります。

《キャッシングサービスの利息について》

●キャッシングサービス利率

一般カード : 実質年率14.5%

ゴールドカード : 実質年率11.5%

(ご利用日数による日割計算)

※1 当行所定の基準により金利を優遇した場合は、上記金利とは異なる場合があります。

※2 1回払いの場合、上記利率とし、ご利用日の翌日から支払日までの日割計算。リボルビング払いの場合も、上記利率とし、ご利用後1回目の支払いはご利用日の翌日から締切日までの日割計算。2回目以降の支払いは締切日翌日から翌月締切日までの日割計算。

以上

DC ETCカード会員規約

第1条 (本規約の趣旨)

本規約は、カード発行会社（以下「当社」といいます。）および三菱UFJニコス株式会社（以下「三菱UFJニコス」といいます。）所定のDC標章を冠したクレジットカードの会員規約（法人会員規約を含みます。以下「会員規約」といいます。）に定める会員（以下「会員」といいます。）がDC ETCカード（以下「ETCカード」といいます。）を利用する場合の規約を定めたものです。会員は会員規約および本規約を承認し、別途自動料金収受者が定める「ETCシステム利用規程」・「ETCシステム利用規程実施細則」および車載器業者が定める利用規程等を合せ遵守してETCカードを利用するものとします。

第2条 (定義)

本規約における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

- 「ETCカード」とは、自動料金収受者が運営するETCシステムにおいて利用される通行料金支払専用第3条に定める方法により発行されるカードをいいます。
- 「自動料金収受者」とは、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社など道路整備特別措置法に基づく有料道路管理者のうち三菱UFJニコスがクレジットカード決済契約を締結した有料道路管理者をいいます。
- 「ETCシステム」とは、自動料金収受者所定の料金所においてETC利用者がETCカードおよび車載器、ならびに自動料金収受者の路側システムを利用して通行料金の支払いを行うシステムをいいます。
- 「車載器」とは、ETC利用者がETCシステム利用の為車輦に設置する通信用の装置をいいます。
- 「路側システム」とは、自動料金収受者所定の料金所のETC車線に設置され、ETC利用者の車載器と無線により必要情報を授受する装置をいいます。

第3条 (ETCカードの発行・管理責任)

- 当社および三菱UFJニコス（以下併せて「両社」といいます。）は、会員より本規約および会員規約を承認のうえ、所定の方法でETCカードの申込みを受けた場合、両社が適当と認めた会員に対し、会員が指定し両社が認めたDC標章を冠したクレジットカード（以下「指定カード」といいます。）に追加して、ETCカードを発行し、貸与します。なお、ETCカードを貸与された会員（以下「ETC会員」といいます。）は、ETCシステムにおいては指定カードに代わりETCカードを利用することにより指定カードによる決済サービスを受けることができます。
- ETCカードは、ETCカードの表面に印字されたETC会員本人に限り利用できます。
- ETCカードの所有権は当社にあり、ETC会員は善良な管理者の注意をもってETCカードを利用・管理するものとします。万が一他人に貸与したり、車輦内に放置する等により第三者による不正使用があった場合、ETC会員本人が支払責任を負うものとします。
- ETC会員は両社よりETCカードを貸与されたときは、本規約および会員規約を承認の上、ETCカード裏面にETC会員の署名をしていただきます。ETC会員が本規約および会員規約を承認しない場合には、利用開始前に直ちにETCカードを切断した上で当社に返却するものとします。

第4条 (ETCカードの利用方法)

- ETC会員は、自動料金収受者所定の料金所において、ETCカードを挿入した車載器を介し路側システムと無線により必要情報を授受し、またはETCカードを提示するなど、自動料金収受者所定の方法で通行することにより、通行料金の支払いを行うことができるものとします。
- ETC会員は、自動料金収受者所定の料金所において、ETCカードの提示を求められた場合、これを提示するものとします。

第5条 (ETCカードのご利用代金の支払方法)

- ETCカードのご利用代金の支払方法は、1回払いとします。ただし、指定カードの支払方法に別途規約の定めがある場合は、当該規約の支払方法によるものとします。
- 当社は、ETC会員のETCカードご利用代金を指定カードのご利用代金請求と同じ方法により請求し、ETC会員は指定カードのご利用代金と合算して支払うこととします。
- 当社のご利用代金の請求が、自動料金収受者の請求データに基づく限り、ETC会員は請求額の支払義務を負うものとします。もし、自動料金収受者の請求データに疑義がある場合には、ETC会員と自動料金収受者間で解決するものとし、当社への支払義務に影響を及ぼさないものとします。

第6条 (ETCカードの利用・貸与の停止など)

ETC会員が、本規約または会員規約に違反した場合、ETCカードまたは指定カードの利用状況が適当でない当社または三菱UFJニコスが認めた場合、当社または三菱UFJニコスは、ETC会員に通知することなくETCカードもしくは指定カードまたは両カードの利用・貸与の停止、返却など会員規約に定める措置をとることができるものとし、ETC会員は予めこれを承諾するものとします。当社または三菱UFJニコスは、ETCカードの利用停止の措置および契約終了に伴う措置等による道路上での事故に関し、これを解決もしくは損害賠償する責任を一切負わないものとします。

第7条 (ETCカードの紛失・盗難・破損・変形などの届出義務・責任および再発行)

- ETC会員が、ETCカードを紛失し、もしくは盗難等があった場合、すみやかに下記の諸手続きをお取りいただきます。
 - 当社または三菱UFJニコスに直接電話などによる連絡
 - 当社または三菱UFJニコスへの所定の届出書の提出
 - 最寄りの警察署への届出
- 前項の場合のETC会員の責任は、会員規約に定める「カード紛失・盗難の規定」によるものとします。
- ETCカードが破損、変形もしくは機能不良になった場合は、直ちに当社または三菱UFJニコスに届出するものとします。
- ETCカードは、両社が認める場合に限り再発行します。この場合、当社所定の手数料をお支払いいただきます。
- ETCカードの再発行によりETCカードの会員番号が変更となった場合、自動料金収受者が実施する登録型割引制度を利用するETC会員は、自ら、自動料金収受者所定の変更手続を行うものとし、その変更手続が完了するまで所定の割引が適用されないことを予め承諾するものとします。両社は、所定の割引が適用されないことによりETC会員が被った損害について、一切の責任を負わないものとします。

第8条 (ETCカードの有効期限)

- ETCカードの有効期限は、指定カードと別に定めるものとし、ETCカード表面に記載した月の末日までとします。
- ETCカードの有効期限が到来する場合、両社が引続きETC会員として適当と認める方には、新しいETCカードを送付します。
- 有効期限内におけるETCカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども会員規約および本規約を適用します。

第9条 (退会)

ETC会員はETCカードを退会する場合、両社所定の退会手続を行うとともに、ETCカードを当社または三菱UFJニコスに返却いただくか、ETCカードのICチップ部分を切断のうえ破棄してください。なお、指定カードを退会した場合は、当然にETCカードも退会したものとみなします。

第10条 (指定カードの変更)

ETC会員は、両社所定の変更手続を行い両社が認めた場合に、両社が発行する他のクレジットカードを指定カードとすることができます。

第11条 (ETCカードの新規発行手数料)

ETC会員は当社に対し、会員規約に定める年会費とは別に、第3条第1項に定めるETCカード発行の対価として、入会申込書およびホームページ等に記載する所定の新規発行手数料を支払うものとします。新規発行手数料は、退会またはETC会員資格の取消となった場合その他理由のいかんを問わず返却致しません。

第12条 (免責事項)

- 両社は、ETCカードのご利用代金の支払いに関する事項を除き、事由のいかんを問わず、道路上での事故、ETCシステムもしくは車載器に関する紛議などに関し、これを解決し、または損害を賠償する等の責任を一切負わないものとします。
- 両社は、ETCカードの紛失・盗難、破損・変形または機能不良など、ETCカードを利用することができないことによりETC会員に生じた損失、不利益に関して、一切の責任を負わないものとします。

第13条 (本規約の変更)

本規約の変更について、両社のいずれかから変更内容を通じた後または新規規約を送付した後にETCカードを利用したときは、ETC会員が変更事項または新規規約を承認したものとみなします。

第14条 (会員規約)

本規約に定められていない事項については、会員規約によるものとします。

「ハイカ・前払」残高管理サービスをご利用されている場合は、次の特約が適用となります。

DC ETCカード「ハイカ・前払」残高管理サービス利用特約

第1条（本特約の趣旨）

DC ETCカード会員規約に定めるETC会員またはETCカード利用者（以下「ETC会員等」といいます。）が、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社および阪神高速道路株式会社（以下「高速道路運営会社」といいます。）のシステム運営する有料道路料金に対する「ハイカ・前払」残高管理サービスの適用を受ける場合、本特約および高速道路運営会社の定める「ハイカ・前払」残高管理サービスに関する利用約款（以下「残高管理サービス利用約款」といいます。）を承認の上、高速道路運営会社への登録および支払承認を得てETCカードを利用するものとします。

第2条（利用明細書の発行費用の支払）

ETC会員等は、DC ETCカード会員規約に定めるETCカードの利用方法に追加して、残高管理サービス利用約款に定める利用明細書の発行費用を支払うことができます。

第3条（前払い残高およびハイウェイカードからの付替え残高の払戻し）

- ETC会員等は、当社または三菱UFJニコスが高速道路運営会社に対し、ETC会員の当社または三菱UFJニコスに対する債務について不払いとなった旨の申し出を行うこと、その結果、残高管理サービス利用約款によりユーザー登録が失効すること、および、これにより前払い残高（ハイウェイカードからの付替え残高を含みます。）に基づき所定の方法で算出された払戻し金額が、高速道路運営会社から当社または三菱UFJニコスに対し交付されることに異議がありません。また、この場合、両社がETC会員の当社または三菱UFJニコスに対する他の未決済代金に充当することを了承するものとします。
- ETC会員またはETCカード利用者が、DC ETCカード会員規約の定めによりETCカードの利用・貸与の停止、返却などの措置を受けた場合または退会した場合、ETC会員等に未払い債務がない限り、前払い残高の払戻しについて両社は一切関与しないものとします。

第4条（「ハイカ・前払」残高管理サービス利用停止の申し出）

ETC会員等が、「ハイカ・前払」残高管理サービスの利用停止を希望するときは、自らの責任で高速道路運営会社に対して利用停止の申し出をおこなうものとします。この場合、利用停止を申し出た当該ETCカード申込み時のユーザー登録において登録された他のETCカードも利用停止となるなどの不利益が生じたとしても、両社は一切の責任を負わないものとします。

第5条（高速道路運営会社に対する情報の提供）

「ハイカ・前払」残高管理サービスを利用するETC会員等は、当社または三菱UFJニコスがETC会員等に対する債権を回収する目的で、高速道路運営会社に対し、会員番号、会員氏名または名称、カード利用者氏名、生年月日、当社登録の住所または会社所在地および未払いの事実を通知する場合があることに予め同意するものとします。

第6条（本特約の変更）

本特約の変更について、両社のいずれかから変更内容を通じた後または新特約を送付した後にETCカードを利用したときは、ETC会員等が変更事項または新特約を承認したものとみなします。

第7条（DC ETCカード会員規約の適用）

本特約に定められていない事項については、DC ETCカード会員規約によるものとします。

しずぎんjoyca(ジョイカ)一体型カード規定

第1条（しずぎんjoyca一体型とは）

- しずぎんjoyca一体型（以下「このカード」といいます。）とは、株式会社静岡銀行（以下「当行」といいます。）が三菱UFJニコス株式会社（以下「三菱UFJニコス」といいます。）と共同で発行するカードで、1枚のカードでしずぎんjoyca会員規約（以下「会員規約」といいます。）に定めるサービス（以下「クレジットカードサービス」といいます。）ならびにしずぎんカード規定（以下「カード規定」といいます。）に定めるサービス（以下「カードサービス」といいます。）とを利用できるものをいいます。なお、カード規定にはしずぎんICカード特約を含むものとします。
- このカードにおいては、クレジットカードサービスは当行および三菱UFJニコスが、カードサービスは当行が提供します。利用者はこのしずぎんjoyca一体型カード規定（以下「本規定」といいます。）および会員規約、ならびにカード規定を承認のうえこのカードを利用していただくものとします。
- このカードでは、カードサービスをご利用いただく普通預金口座をクレジットカードサービスの代金決済のための支払預金口座（以下「支払預金口座」といいます。）として指定していただきます。なお、支払預金口座は当行所定の普通預金口座に限り、会員規約に定める本人会員（以下「本人会員」といいます。）と同一人のものとします。
- このカードのお申込みは、個人の方のみとします。なお、支払預金口座の名義にかかわらず屋号付の名称や通称は受け付けません。
- このカードは、本人会員のみが利用できます。ただし、クレジットカードサービスについては会員規約に定める家族会員カード、カードサービスについてはカード規定に定める代理人カードをそれぞれ作成することができます。
- この規定において特に定めのない事項に関しては、クレジットカードサービスについては会員規約が、カードサービスについてはカード規定が、それぞれ適用されるものとします。
- この規定において、会員規約またはカード規定と異なる定めをした場合には、その部分についてはこの規定の定めが優先するものとします。

第2条（カードの交付）

- このカードは、会員規約に基づき当行および三菱UFJニコスが入会を認めた方（以下「契約者」といいます。）に交付します。
- このカードの所有権は当行に帰属します。契約者は当行の承認のもとに貸与を受け、善良なる管理者の注意をもってカードを利用・管理するものとします。
- 入会が認められなかった方には、しずぎんICカードを交付します。なお、すでに支払預金口座のICカードをお持ちの方は、新たにICカードを発行せず、そのカードを引き続きご利用いただくものとします。
- 前項の場合でも入会申込書、およびご提出いただいた書類は返却いたしません。

第3条（カードの記載事項・有効期限）

- このカードについては表面に次の事項を記載します。
 - ①クレジットカード会員番号
 - ②支払預金口座の口座番号
 - ③契約者名（会員名・預金者名）
 - ④カード有効期限
- 前項第3号の契約者名は、このカードの申込書記載の契約者名またはカード表記用のお名前（ローマ字）で記載させていただきます。
- 第1項第4号のカード有効期限は、このカードについてのクレジットカードサービスとカードサービス共通の有効期限です。有効期限経過後は、このカードによるクレジットカードサービスおよびカードサービスのご利用はできなくなります。
- このカードの交付を受けた場合は、直ちにカード裏面の所定の場所に契約者本人の自筆にて署名をしてください。この署名はクレジットカードサービスご利用の際に必要なに応じて使用していただくものであり、この署名がない場合には、クレジットカードサービスをご利用いただけない場合があります。

第4条（有効期限到来時の取扱い）

- このカードの有効期限が到来した場合、当行および三菱UFJニコスが引続きクレジットカードサービスの利用を承認する契約者に対しては、有効期限を更新した新しいカードを送付します。なお、カードの交付については、第2条に準じるものとします。
- 前項の場合において当行および三菱UFJニコスが有効期限の更新を承認しないときは、有効期限到来済のこのカードによるクレジットカードサービスおよびカードサービスは有効期限をもって終了するものとします。この場合、当該カードは契約者本人の責任において破棄するものとします。
- 前項の場合において、特に契約者より届出がなくとも、当行は第2条第3項により有効期限を更新したICカードを発行できるものとします。この場合、カードサービス用の暗証番号を含め、このカードによるカードサービスに関する届出内容は、そのまま引継がれるものとします。

第5条（カードの盗難・紛失）

1. 契約者は、このカードを盗難・紛失その他の事由により喪失した場合、当行にすみやかに連絡するものとします。
2. 前項の連絡を受けた場合、当行はこのカードのクレジットカードサービスおよびカードサービスの利用を停止します。
3. 前項により利用を停止したカードが発見された場合でも、そのカードはご利用になれません。引続き利用する場合は第8条によるカードの再発行が必要となります。

第6条（カードの使用不能）

1. このカードが使用できなくなった場合には、会員規約に記載のしずぎんクレジットカードセンターまでご照会ください。
2. このカードの使用不能に伴ってカードの再発行が必要な場合は、第8条にしたがって、カードの再発行を申し出てください。

第7条（届出事項の変更について）

1. 会員が届け出た住所、氏名、電話番号、勤務先、支払預金口座、暗証番号、お取引店、家族会員など、このカードについての届出事項に変更があった場合には、契約者はすみやかに所定の書面により当行に届出するものとします。
2. 氏名に変更があった場合および支払預金口座を当行の他の普通預金口座に変更する場合もしくはお取引店を変更する場合には、第8条によるカードの再発行が必要となります。
3. クレジットカードサービスに利用する暗証番号を変更する場合には、第8条によるカードの再発行が必要となります。

第8条（カードの再発行）

1. 盗難・紛失その他の事由によりこのカードを再発行する場合は、当行本支店まで申し出てください。
2. このカードを再発行する場合、新しいカードが交付されるまでの間はこのカードによるクレジットカードサービスおよびカードサービスの利用はできないものとします。これにより万一損害などが発生した場合でも、当行の責に帰す事由による場合を除き、当行は責任を負いませんのでご了承ください。
3. このカードの再発行にあたっては、当行所定の手数料をお支払いいただくことがあります。

第9条（契約者によるカードの解約、カード種類の変更）

1. このカードは当行所定の手続により解約することができます。なお、会員規約に定める家族会員カード、カード規定に定める代理人カードが発行されている場合には、各々のカードについても解約されることとなりますので、カード返却等の手続が必要となります。
2. このカードについて、クレジットカードサービスのみを解約することはできません。その場合はこのカードを解約してあらためてカードサービスのお申込をしてください。
3. このカードについて、カードサービスのみを解約することはできません。この場合は当行所定の手続にしたがって、カードサービス機能のないしずぎんjoycaへの切替を行ってください。

第10条（当行によるカードの解約）

本規定または会員規約、カード規定に違反するなど、当行が契約解除に相当する事由があったと認めた契約者に対しては、当行は事前に通知することなくこのカードを解約することができるものとします。これに伴って、万一損害などが発生したとしても当行および三菱UFJニコスは、自らの責に帰す事由による場合を除き責任を負いませんのでご了承ください。

第11条（カードの利用・機械の誤操作について）

1. このカードご利用にあたっては、カード表面に記載にしたがって、クレジットカードサービスとカードサービスをそれぞれ間違いないように利用してください。
2. 自動機などにこのカードを挿入する方向を誤るなどによって取引が行われた場合であっても、このカードが会員規約ならびに本規定、カード規定・ICカード特約および自動機などの案内通りに利用された場合、当該取引は有効なものとして取扱います。当該取引の取消しまたは訂正はできません。

第12条（不正使用にかかる補てん責任等）

1. 偽造または変造カード、盗難カードによる不正な預金の払い戻しに対する補てん責任等については、カード規定の定めによるものとします。
2. 偽造または変造カード、盗難カードによる不正なクレジットカード利用のうち、ショッピング利用に対する補てん責任等については会員規約の定めによるものとします。
3. 偽造または変造カード、盗難カードによる不正なクレジットカード利用のうち、キャッシング利用に対する補てん責任等については、カード規定または会員規約のいずれかを適用するものとします。

第13条（準拠法・規定の適用・合意管轄裁判所）

1. 本規定に関する準拠法は全て日本法とします。
2. 契約者と当行または三菱UFJニコスとの間でクレジットカードサービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店所在地または三菱UFJニコスの本社所在地の簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。
3. 契約者と当行との間でカードサービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、静岡地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第14条（規定の改定）

本規定の変更について、当行から変更内容を通じた後、または新規定を送付した後にカードを利用したときは、契約者が変更事項または新規定を承認したものとみなします。

しずぎんカードローン ミープラス付帯特約

第1条（特約の適用）

1. この特約は、「しずぎんjoyca入会申込書兼ミープラス申込書」（以下「申込書」といいます。）および「しずぎんjoyca（ジョイカ）会員規約」に基づき株式会社静岡銀行（以下「銀行」といいます。）が新たに発行するしずぎんjoycaの会員（以下「会員」といいます。）に対し、「しずぎんカードローン ミープラス規定（当座貸越規定）」および「しずぎんカードローン ミープラス保証委託約款」（以下「ミープラス保証委託約款」といいます。）を適用することにより、利用代金等の決済のための支払預金口座（以下「支払預金口座」といいます。）に「しずぎんカードローン ミープラス」（以下「ミープラス」といいます。）の機能を付帯することについて定めるものです。この特約により付帯されたミープラスについては、支払預金口座を、ミープラス規定に定める指定預金口座とします。
2. 次の会員に対しては、この特約を適用しないものとします。
 - ①しずぎんjoyca〔一体型〕または支払預金口座のキャッシュカードのいずれも発行しない会員
 - ②しずぎんjoyca入会時に満70歳以上の会員または学生、もしくは未成年の会員
 - ③しずぎんjoycaのキャッシング利用可能枠が付与されない会員
 - ④支払預金口座が「しずぎんハイカード」等、銀行が発行する一部のカードローンの返済指定預金口座と同一の会座が「しずぎんハイカード」等、銀行が発行する一部のカードローンの返済指定預金口座と同一の会員
 - ⑤既に、支払預金口座以外の店舗を取扱店とする、銀行との融資の契約がある会員
 - ⑥「外国政府等において重要な公的地位にある」等に該当する場合

第2条（保証の依頼等）

ミープラスの付帯にあたっては、会員はミープラス保証委託約款を承認のうえ、静岡ディーシーカード株式会社に保証を依頼します。また、「個人情報にかかる同意書（保証会社採用）」の内容を確認のうえ、これに同意するものとします。

第3条（契約の成立） この特約の適用される会員と銀行の間においては、銀行の定める条件により、ミープラスの契約が成立するものとします。なお、会員は、銀行が送付する「カードローンご契約内容のお知らせ」により、貸越極度額、貸越利率等の契約内容を確認するものとします。

第4条（解約） 1. 会員は、ミープラスの契約成立後に、しずぎんjoycaを退会することなくミープラスのみを解約することができます。 2. 会員がしずぎんjoycaを退会した場合でも、ミープラスは自動的に解約とはなりません。

しずぎんカードローン ミープラス規定(当座貸越規定)

借主は、静銀ディーシーカード株式会社（以下「保証会社」という）の保証に基づき、株式会社静岡銀行（以下「銀行」という）としずぎんカードローンミープラスに係る当座貸越取引（以下「本取引」という）をするについて次の条項を約定します。

第1条（取引方法）

1. 本取引は、銀行国内本支店のうちいずれか1ヵ店（以下「取引店」という）で当座貸越口座を開設することにより行うものとします。
2. 本取引は、借主が申込時に返済用預金口座として指定した預金口座（以下「指定預金口座」という）のキャッシュカード（以下「カード」という）（代理人カード、しずぎんハイカードを除く。以下同じ）および銀行ATMまたは株式会社セブン銀行またはイーネットまたはローソン・エイティエム・ネットワークス（以下総称として「提携金融機関等」という）ATM（以下総称として「支払機」という）を使用する当座貸越、ならびに第4条に定める自動融資サービスによる当座貸越により行うものとします。なお、借主は、第4条に定める自動融資サービスの利用を希望しない場合には、銀行所定の書面にてその旨を銀行に届け出るものとします。
3. 前項に定めるほか銀行国内本支店においては、支払機の使用にかえ、銀行所定の当座貸越金借入請求書に氏名・金額を記入し、指定預金口座の届出印鑑を押捺のうえ、窓口へ提出することにより本取引を行うことができるものとします。ただし、この場合は本取引を行うことについて正当な権限を有することを確認するため、銀行所定の本人確認書類を提示するものとします。
4. 本取引では、小切手・手形の振出し、あるいは引受けをしないものとします。
5. カードおよび支払機の取扱いについては、この規定によるほか、しずぎんカード規定によるものとします。
6. 本取引に基づく当座貸越金は、事業資金に使用することはできません。

第2条（貸越極度額）

1. 本取引により借主が銀行から貸越を受けることができる貸越極度額（以下「極度額」という）は、銀行が審査のうえ決定するものとし、契約日（利用申込を銀行が承諾した日をいう）以後に銀行から「ご契約内容のお知らせ」にて案内する金額のとおりとします。
2. 極度額については、銀行は本取引の利用状況その他の事情を勘案して、事前に借主に通知することにより増額することができるものとします。ただし、増額について、借主から希望しないとの申し出があった場合は、この限りではありません。
3. 極度額を超えて銀行が貸越をした場合にも、この規定の各条項が適用されるものとし、その場合には借主は銀行から請求があり次第直ちに極度額を超える金額を支払うものとします。
4. 極度額について、借主から変更申込があった場合、銀行にて審査のうえ保証会社へ保証委託を行い、保証会社が適当と認めた場合、銀行はこれに応じるものとします。

第3条（自動貸越）

1. 借主が銀行ATM（提携金融機関等ATMを含まない）を利用したカードによる指定預金口座の預金払戻しに伴い資金不足となったときは、その不足相当額の自動貸越を行い、指定預金口座に入金します。
2. この規定において資金不足とは、借主が銀行ATMにより払戻請求した額、または借主と銀行との間の指定預金口座にかかる口座振替契約による出金額が、指定預金口座の預金残高（総合口座取引規定による当座貸越を利用できる場合は、その貸越極度額）を超える場合のことをいいます。

第4条（自動融資サービス）

1. 銀行は、借主が第1条第2項なお書きの届け出をした場合を除き、指定預金口座が借主と銀行との間の指定預金口座にかかる口座振替契約による出金のため資金不足となった際に、極度額の範囲内でその不足相当額の貸越を行い、指定預金口座に入金するものとします（以下この貸越および入金を取扱「自動融資サービス」という）。自動融資サービスの利用について、カードの提示、または銀行所定の当座貸越金支払請求書の提出は不要とします。
2. 前項にかかわらず、指定預金口座が次の各号の事由により資金不足となる場合は、自動融資サービスの対象とはなりません。
 - (1) 口座振替契約による預金間の振替
 - (2) 定時定額買付サービス（積立投信）による引落し
 - (3) 銀行からの借入元金（クレジット代金（ショッピング・キャッシング・クレジットカード年会費等を含むクレジット支払代金で一括払い・分割払い・リボルビング支払い等の支払方法を問わない）および代理貸付は除く）の返済
3. 指定預金口座に対して同日に複数の口座振替の請求があり、資金不足合計額が自動融資サービスにより貸越を行うことができる額を超えるときは、そのいずれの口座振替請求を貸越の対象とするかは銀行の任意とします。
4. 自動融資サービスにより貸越および入金を行った後に、指定預金口座への入金または総合口座の貸越極度額の設定、増額がなされた場合であっても、銀行は当該貸越および入金の取消は行わないものとします。

第5条（支払機による貸越（第3条の自動貸越を除く））

1. 支払機を使用して貸越を行うときは、支払機の画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、届出の暗証番号（指定預金口座のキャッシュカードと同一）と金額をボタンにより入力するものとします。この場合、当座貸越金借入請求書の提出は不要とします。なお、支払機によりカードを確認し、支払機操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ貸越を行った場合には、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については銀行および提携金融機関等は銀行の責に帰すべき事由による場合を除き責任を負いません。
2. 支払機による貸越は、支払機の種類により銀行または提携金融機関等が定めた金額単位とし、1回あたりの貸越は、銀行または提携金融機関等が定めた金額の範囲内とします。

第6条（取引期限）

1. 本取引の期限は、契約日の2年後の応当日が属する月の末日までとします。ただし、期限の1ヵ月前までに、銀行から期限を延長しない旨の申し出がない場合には、取引期限は更に2年間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、借主の年齢が満70歳を超えた場合は取引期限を延長しないものとします。
2. 銀行から期限を延長しない旨の申し出がなされた場合は、次のとおりとします。
 - (1) 期限の到来により本取引は終了し、期限の翌日以降は本取引による当座貸越をうけることができません。
 - (2) 第8条の定めにかかわらず、借主は期限までに本取引に基づいて銀行に対して負担する一切の債務（以下「本債務」という）を返済するものとします。

第7条（利息・損害金等）

1. 当座貸越金の利息は、付利単位を100円とし借主が指定する毎月10日（以下「約定返済日」という）（銀行休業日の場合は翌営業日。以下同じ）に、所定の利率および方法により計算し、貸越元金に組み入れるものとします。
2. 前項の利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は一般的に合理的と認められる程度のものに変更することができるものとします。利率を変更する場合、この変更の内容は、あらかじめ銀行の店頭およびホームページ上に提示するものとします。
3. 前項の改定による新利率は、金利変更日以降最初に到来する約定返済日以降の利率について適用されます。
4. 本債務を履行しなかった場合の損害金は年15.0%〔年365日の日割計算〕とするものとします。

第8条（定例返済）

1. 本取引に基づく当座貸越金は、約定返済日前月末日現在の貸越金残高に応じ次のとおり返済するものとします。

前月末日の最終貸越金残高	定例返済金額
1万円以下の場合	前月末日の最終貸越金残高
1万円超 50万円以下の場合	1万円
50万円超の場合	2万円

2. 前項にかかわらず約定返済日前日の貸越金残高が前項に定める定例返済金額に満たない場合には、当該残高の全額を返済するものとします。

第9条（随時返済）

1. 前条による定例返済のほか、随時に任意の金額を返済できるものとします。
2. 前項の随時返済は、次条の自動引落としによらず支払機または銀行の窓口で当座貸越口座へ直接入金することによって行うものとします。ただし、証券類は当座貸越口座へ直接入金できないものとします。
3. 支払機を使用して返済するときは、支払機の画面表示等の操作手順に従ってカードおよび現金を挿入し、操作するものとします。
4. 支払機による1回あたりの返済は、支払機の種類により銀行または提携金融機関等が定めた種類の貨幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの返済は、銀行または提携金融機関等が定めた枚数による金額の範囲内とします。
5. 銀行国内本支店の窓口での返済の場合は、銀行所定の入金伝票に氏名・金額を記入のうえカードとともに提出するものとします。
6. 定例返済が延滞している当座貸越口座への入金については、まず定例返済の遅延金額に充当し、残額を随時返済するものとします。ただし、入金額が遅延金額全額に満たない場合は、遅延している返済金のうち約定返済日の古い順に当座貸越口座への入金を行うものとします。
7. 貸越金残高を超えて入金した場合、貸越相当額の返済に充当した後の残高について、指定預金口座に振替入金するものとします。

第10条（定例返済金等の自動引落とし）

1. 第8条による返済は指定預金口座からの自動引落としによるものとします。この場合、借主は毎月約定返済日まで指定預金口座に返済金相当額以上の金額を預入するものとし、銀行は約定返済日に銀行制定の普通預金規定にかかわらず、普通預金通帳（総合口座通帳を含む）および同払戻請求書なしで引落としのうえ返済にあてるものとします。
2. 前項の預入が遅延した場合には、銀行は返済金と損害金について、預入後いつでも前項と同様の取扱いができるものとします。
3. 指定預金口座の残高が返済額に満たない場合には、銀行はその一部を返済にあてる取扱いをせず、返済が遅延するものとします。

第11条（期限の利益の喪失）

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行から通知催告等がなくとも、本債務につき当然期限の利益を失い、直ちに本債務を返済するものとします。
 - (1) 第8条に定める債務の返済を遅延し、翌月の約定返済日にいたるも返済しなかったとき。
 - (2) 支払の停止、滞納処分、破産、民事再生手続開始の申立があったとき。
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (4) 借主の預金その他の銀行に対する債権について、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - (5) 借主の所在が不明であり銀行から借主に宛てた通知が届出の住所に到着しなかったとき。
2. 次の各号の場合には、借主は銀行の請求によって本債務につき期限の利益を失い、直ちに本債務を返済するものとします。
 - (1) 保証会社との契約の条項または銀行との約定に違反し、もしくは銀行に対する債務を履行しなかったとき。
 - (2) 借主が銀行取引上または保証会社との間の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - (3) 借主が第18条（代わり証書等の差し入れ）の規定に違反したとき。
 - (4) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第12条（反社会的勢力の排除）

1. 借主または申込に同意した法定代理人、連帯保証人、担保提供者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与していると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 借主または申込に同意した法定代理人、連帯保証人、担保提供者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信頼を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 借主または申込に同意した法定代理人、連帯保証人、担保提供者が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行からの請求によって、本債務について期限の利益を失い、第8条の返済方法によらず、直ちに本債務を全額返済するものとします。
4. 前項の規定の適用により、借主または申込に同意した法定代理人、連帯保証人、担保提供者に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主または申込に同意した法定代理人、連帯保証人、担保提供者がその責任を負います。

第13条（貸越の中止）

1. 第8条に定める返済が遅延している場合または前条により本債務につき期限の利益を失った場合には、借主は新たな貸越をうけることができないものとします。
2. 前項のほか借主について相続が開始した場合、ならびに銀行または保証会社に対する他の債務が遅延するなど、債権の保全その他相当の事由がある場合は、銀行は新たな貸越を中止することができるものとします。

第14条（解約）

1. 借主はいつでも本取引を解約することができるものとします。この場合、借主は銀行所定の書面により取扱店に通知し、直ちに本債務を全額返済するものとします。
2. 第11条第1項各号、同条第2項各号および第12条第1項各号または同条第2項各号の事由があるときは、銀行は本取引を解約することができるものとします。

第15条（銀行からの相殺）

1. 借主が本債務を履行しなければならない場合には、銀行は貸越元利金等と借主の預金その他銀行の負担する債務とを、その債務の期限のいかにかわらず、いつでも相殺することができるものとします。
2. 前項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続を省略して預金その他諸預金を払戻し、本債務の返済に充当することができるものとします。この場合、銀行は借主に対して充当した結果を通知します。
3. 前二項によって銀行が相殺等をする場合、債権債務の利息、損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定の定めによるものとします。ただし、満期日未到来の預金等の利息は、満期日前解約利率によらず約定利率により1年365日とし、日割りで計算します。

第16条（借主からの相殺）

1. 借主は、本債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、本債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
2. 前項により相殺をする場合には、相殺計算を実行する日の3銀行営業日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は直ちに銀行に提出するものとします。3. 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の前日までとし、預金等の利率については預金規定等の定めによるものとします。

第17条（債務の返済等にあてる順序）

1. 銀行から相殺をする場合に、本債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
2. 借主から返済または相殺をする場合に、本債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、どの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
4. 本条第2項のなお書きまたは第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第18条（代わり証書等の差し入れ）

事変、災害等銀行の責に帰すことのできない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は銀行の請求によって代わり証書等を差し入れるものとします。

第19条（印鑑照合）

銀行が、本取引にかかる申込書、諸届その他の書類に使用された印影を指定預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造・変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第20条（費用の負担）

本取引にかかる銀行の権利の行使もしくは保全に要した費用は、借主が負担するものとします。

第21条（届出事項の変更等）

1. 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主は直ちに銀行に書面で届け出るものとします。
2. 借主が前項の届出を怠ったために、銀行が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合は、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとします。

第22条（成年後見人等の届け出）

1. 家庭裁判所の審判により、借主について補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を銀行に書面で届け出るものとします。
2. 家庭裁判所の審判により、借主について任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を銀行に届け出るものとします。
3. すでに借主について補助・保佐・後見開始の審判をうけているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前二項と同様に届け出るものとします。
4. 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出るものとします。
5. 前四項の届け出の前に生じた損害については、銀行の責に帰すべき事由による場合を除き、銀行は責任を負わないものとします。

第23条（報告および調査）

1. 銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合は、借主は自己の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主は自己の信用状態について重大な変化を生じたときは、銀行から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。

第24条（規定の変更）

この規定が変更された場合には、変更後の規定に従います。

第25条（合意管轄）

本取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第26条（個人情報に関する同意）

個人情報の取扱にかかる同意については、銀行が別途定める「個人情報にかかる同意書」によるものとします。

しずぎんjoyca(ジョイカ)保証委託約款

〈第1章 一般条項〉

第1条 (委託の範囲)

1. 私がクレジットカード「しずぎんjoyca(ジョイカ)」の申込を行うにあたり、静銀ディーシーカード株式会社(以下「保証会社」という)に委託する保証の範囲は、しずぎんjoyca会員規約に基づき私が株式会社静岡銀行(以下「銀行」という)に対し負担する利用代金、利息、手数料、損害金、その他クレジットカード取引から生じる一切の債務の全額とします。ただし年会費は対象とならないものとします。
2. 前項の保証は保証会社が保証を適当と認め、これに基づいて銀行がクレジットカードを発行したときに成立するものとします。
3. 前項の保証内容は、しずぎんjoyca会員規約の各条項によるものとします。

第2条 (代位弁済)

1. 私がしずぎんjoyca会員規約の各条項に違反したため保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なくして弁済されても異議ありません。
2. 私は保証会社が求償権を行使する場合には、この約款の各条項のほか、しずぎんjoyca会員規約の各条項を適用されても異議ありません。

第3条 (求償権)

私は、保証会社の私に対する下記各号に定める求償権について弁済の責に任じます。

- ①前条による保証会社の出払額
- ②保証会社が弁済した翌日から年利14.4%の割合(年365日の日割計算)による遅延損害金
- ③保証会社がその債権保全あるいは実行のために要した費用の総額

第4条 (求償権の事前行使)

1. 私が下記の各号の一つにでも該当したときは、第2条による代位弁済前といえども求償権を行使されても異議ありません。
 - ①弁済期が到来したときまたは被保証債務の期限の利益を失ったとき
 - ②仮差押・差押もしくは競売の申請または破産手続開始・民事再生手続開始などの申立があったとき
 - ③租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき
 - ④支払いを停止したとき
 - ⑤手形交換所の取引停止処分があったとき
 - ⑥保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき
 - ⑦その他債権保全のため必要と認められたとき
2. 保証会社が前項により求償権を行使する場合は、民法461条による抗弁権を主張しません。借入金債務または償還債務について担保がある場合にも同様とします。

第5条 (反社会的勢力の排除)

1. 私または家族会員、申込に同意した法定代理人、連帯保証人、担保提供者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)、またはテロリスト等(疑いがある場合を含む)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等またはテロリスト等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等またはテロリスト等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 私または家族会員、申込に同意した法定代理人、連帯保証人、担保提供者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. 私または家族会員、申込に同意した法定代理人、連帯保証人、担保提供者が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、第2条の保証債務代位弁済前であっても、保証会社が請求することにより、保証会社に対する全ての債務について期限の利益を失い、保証会社が事前求償権を行使することを承諾します。
4. 前項の規定の適用により、私または家族会員、申込に同意した法定代理人、連帯保証人、担保提供者に損害が生じた場合にも、保証会社になんらの請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、私または家族会員、申込に同意した法定代理人、連帯保証人、担保提供者がその責任を負います。

第6条 (中止・解約・終了)

1. 原債務または保証会社宛債務の不履行や信用情報機関の信用情報等に基づき、保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。
2. 前項により保証会社から保証が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続をとり、保証会社には負担をかけません。
3. 私と銀行との間のしずぎんjoyca取引契約が終了した場合は、私と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了することとします。この場合、私は保証会社が保証委託書を私宛に返却しない取扱いをしたとしても依存ありません。

第7条 (通知義務)

1. 私が、その住所、氏名、勤務先等に変更を生じ、その他求償権の行使に影響ある事態が発生したときは、直ちに書面をもって通知し保証会社の指示に従います。
2. 私の財産、経営、業況、収入等については、保証会社から求められたときは、直ちに通知し、帳簿閲覧ならびに担保物件等の調査に協力いたします。
3. 第1項の届出がないために、保証会社が私に対して届出の郵便物宛先に送付する郵便物が延着または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第8条 (成年後見人等の届出)

1. 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社へ届けるものとします。
2. 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされ、任意後見監督人の効力が発生した場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社へ届けるものとします。
3. 私またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に届けるものとします。
4. 私またはその代理人は、前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届けるものとします。
5. 前四項の届出の前に生じた損害については、保証会社は責任を負いません。

第9条 (担保)

私は保証会社から担保もしくは連帯保証人の提供または変更を求められたときは遅滞なくこれに応じ一切異議を申立てません。

第10条 (充当の指定)

1. 私の弁済金が、本件保証による求償債務の全額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当されて差支えありません。
2. 私が保証会社に対し、本件保証による求償債務のほか他の債務を負担しているとき、私の弁済金が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法によりいずれの債務に充当されても差支えありません。

第11条 (費用の負担)

私は保証会社が被保証債権保全のため要した費用ならびに第2条によって取得された権利の保全もしくは行使、または担保の保全もしくは処分を要した費用を負担します。

第12条 (公正証書の作成)

私は保証会社の請求があるときは直ちに求償債務に関し、強制執行認諾条項のある公正証書の作成に必要な一切の手続を行います。

第13条 (管轄裁判所の合意)

私は、この保証に関しての紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず、保証会社の本店の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

〈第2章 個人情報の取扱い条項〉

第14条（個人情報の収集・保有・利用・提供および登録に関する同意）

1. 私は、本約款に基づく保証委託契約（契約の申込みを含む。以下同じ。）を含む保証会社との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という。）を保証会社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。
 - ①保証委託契約申込時や契約成立後に私が届け出た、私の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等の事項
 - ②保証委託契約申込日、契約成立日、保証委託金額等、本約款に基づく保証委託契約に関する事項
 - ③本約款に基づく保証委託取引状況、支払状況
 - ④本約款に関する私が申告した私の資産、負債、収入、支出、保証会社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況
 - ⑤私が提出した、確定申告書（写）等、所得を証明する書類の記載事項
 - ⑥私または公的機関から、適法かつ適正な方法により収集した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
 - ⑦犯罪収益移転防止法に基づく本人確認書類の記載事項
 - ⑧官報に記載された情報等、公開されている情報
2. 私は、保証会社が前項に基づき収集した個人情報を、保護措置を講じたうえで銀行に提供し、銀行がしずぎjoyca会員規約に基づくクレジットカード取引の与信判断および与信後の管理のために利用することに同意します。
3. 保証会社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、私の個人情報が登録されている場合には、私の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
4. 私の本約款に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、保証会社の加盟する個人信用情報機関に本約款末尾の表に定める期間登録され、保証会社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、私の支払能力に関する調査の目的に限り、利用されることに同意します。
5. 保証会社が加盟する個人信用情報機関の名称、問合せ電話番号、およびホームページアドレスは本約款末尾に記載されていることを確認します。また、保証会社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知されることに異存ありません。
6. 保証会社が加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関の名称、問合せ電話番号、およびホームページアドレスは、本約款末尾に記載されていることを確認します。
7. 保証会社が加盟する個人信用情報機関に登録される情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約の種類、契約日、保証委託金額、保証残高、支払方法、支払状況等の情報であることを異存ありません。
8. 私は、保証会社が各種法令の規定により提供を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。また、保証会社が本約款に基づく保証委託契約を含む保証会社との取引の管理のため、住民票等公的機関が発行する書類を収集するに際し、公的機関から個人情報の提供を求められた場合、当該個人情報を提供することに同意します。
9. 私は、保証会社および保証会社が加盟する個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。万一人個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、保証会社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。
 - ①保証会社に開示を求める場合には、本約款末尾に記載の保証会社のお客様相談室に連絡するものとします。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細を知ることができます。また、本約款末尾の銀行のホームページにリンクしたアドレスにてても知ることができます
 - ②個人信用情報機関に開示を求める場合には、本約款末尾に記載の個人信用情報機関に連絡するものとします。
10. 私は、保証委託契約申込書の必要な記載事項の記載を希望しない場合および本条各項の内容の全部または一部を承認できない場合、保証委託契約を断られたと異議ありません。
11. 私の個人情報に関するお問合せや開示・訂正・削除の申出、またはご意見の申し出等は、本約款末尾に記載している保証会社お客様相談室まで連絡するものとします。
12. 本約款に基づく保証委託契約が不成立の場合であっても、本申込をした事実は、第1項、第4項、および本約款末尾の表(I)に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることがないことに異存ありません。

〈第3章 総則〉

第15条（準拠法）

本約款に基づく保証委託契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第16条（規約の変更）

本規約の変更について、保証会社から変更内容を通知した後または新保証委託約款を送付した後にしずぎjoycaを利用したときは、私が変更事項または新保証委託約款を承認したものと見なして構いません。

[保証会社が加盟する個人信用情報機関の名称、問合せ電話番号、およびホームページアドレス]

個人信用情報機関	提携する個人信用情報機関
(株)シー・アイ・シー(CIC) TEL:0120-810-414 https://www.cic.co.jp/	全国銀行個人信用情報センター(KSC) TEL:03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ (株)日本信用情報機構(JICC) TEL:0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/

なお、上記個人信用情報機関の規約、入会資格、入会している企業のリスト等は、当該機関のホームページに記載されております。

[保証会社が加盟する個人信用情報機関に登録される情報とその期間]

登録情報	登録の期間
	株式会社シー・アイ・シー(CIC)
①本契約に係る申込をした事実	当機関に照会した日から6ヵ月間
②本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
③債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年間

[保証会社が加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関の加盟会員が利用する情報]
上記「保証会社が加盟する個人信用情報機関に登録される情報とその期間」の表に記載された項目のうち、「③債務の支払いを延滞した事実」となります。

[個人情報のお問合せや開示・訂正・削除の窓口]

静銀ディーシーカード株式会社 お客様相談室 〒424-0886 静岡県清水区草薙1-13-10 TEL 054-344-1155
銀行のホームページにリンクしたアドレス <http://www.shizuokabank.co.jp/companyinfo/sdc.html>

以上

しずぎんカードローン ミープラス保証委託約款

第1条 (委託の範囲)

1. 私が静銀ディーシーカード株式会社(以下「保証会社」という)に委託する保証の範囲は株式会社静岡銀行(以下「銀行」という)から融資を受ける表面記載のローンの借入金、利息、損害金その他一切の債務の全額とします。
2. 前項の保証は保証会社が保証を適当と認め、これに基づいて私が銀行と取引を開始したときに成立するものとします。
3. 前項の保証内容は私が保証会社および銀行との間に締結している表面記載のローンに関わる約定書(契約書、差入書を含む)の各条項によるものとします。

第2条 (代位弁済)

1. 私が銀行との当座貸越契約その他の約定に違反したため保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なくして弁済されても異議ありません。
2. 私は保証会社が求償権を行使する場合には、この約款の各条項のほか、私が銀行との間に締結した当座貸越契約その他の約定の各条項を適用されても異議ありません。

第3条 (求償権)

私は、保証会社の私に対する下記各号に定める求償権について弁済の責に任じます。

- (1) 前条による保証会社の出捐額
- (2) 保証会社が弁済した翌日から年14.4%の割合(年365日の日割計算)による遅延損害金
- (3) 保証会社がその債権保全あるいは実行のために要した費用の総額

第4条 (求償権の事前行使)

私が下記の各号の一つにでも該当したときは、第2条による代位弁済前といえども求償権を行使されても異議ありません。

- (1) 保証会社が保証している債務の弁済期が到来したときまたは被保証債務の期限の利益を失ったとき
- (2) 預金その他の銀行に対する債権について仮差押・差押もしくは競売手続または破産・民事再生手続開始などの申立があったとき
- (3) 租税公課の滞納処分を受けたとき、または保全差押をうけたとき
- (4) 支払いを停止したとき
- (5) 手形交換所の取引停止処分があったとき
- (6) 保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき
- (7) その他保証会社の債権保全のために必要と認められたとき

第5条 (反社会的勢力の排除)

1. 私または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与していると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 私または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 私または保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、第2条の保証債務代位弁済前であっても、保証会社が請求することにより、保証会社に対する全ての債務について期限の利益を失い、保証会社が事前求償権を行使することを承諾します。
4. 前項の規定の適用により、私または保証人に損害が生じた場合にも、保証会社になんらの請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、私または保証人がその責任を負います。

第6条 (中止・解約・終了)

1. 被保証債務または保証会社宛債務の不履行や信用情報機関の信用情報等に基づき、保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からの事前または事後の通知をもって保証会社からの通知に代えるものとします。
2. 前項により保証会社が保証を中止または解約したときは、直ちに被保証債務の弁済その他必要な手続きをとり、保証会社には負担をかけません。
3. 私と銀行との間の当座貸越契約が終了した場合は、私と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了することとします。この場合、私は、保証会社が保証委託契約証書を私宛に返却しない取扱いをしたとしても異存ありません。

第7条 (通知義務)

1. 私は、その住所、氏名、勤務先等に変更を生じ、その他求償権の行使に影響ある事態が発生したときは、直ちに書面をもって通知し保証会社の指示に従います。
2. 私の財産、経営、業況、収入等について、保証会社から求められたときは、直ちに通知し、帳簿閲覧ならびに担保物件等の調査に協力いたします。
3. 本条第1項の通知がないために、私が最後に届出た氏名、住所に宛てた保証会社からの郵便物が延着または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなして構いません。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第8条 (成年後見人等の届出)

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社へ届けるものとします。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社に届けるものとします。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前項と同様に届けるものとします。
4. 本条第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届けるものとします。
5. 本条第4項の届出の前に生じた損害については、保証会社は責任を負いません。

第9条 (充当の指定)

1. 私の弁済金が、本件保証による求償債務の全額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当されて差支えありません。
2. 私が保証会社に対し、本件保証による求償債務のほかにも債務を負担しているとき、私の弁済金が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法によりいずれの債務に充当されても差支えありません。

第10条 (費用の負担)

私は保証会社が被保証債権保全のために要した費用ならびに第2条によって取得された権利の保全もしくは行使、または担保の保全もしくは処分を要した費用を負担します。

第11条 (管轄裁判所の合意)

私は、この保証に関する紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず、保証会社の本店の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

第 12 条（個人情報の収集・保有・利用・提供および登録に関する同意）

1. 私は、本約款に基づく保証委託契約（契約の申込みを含む。以下同じ）を含む保証会社との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という。）を保証会社が保護措置を講じたうえで収集・利用することに同意します。
 - (1) 保証委託契約申込時や契約成立後に私が届け出た、私の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等の事項
 - (2) 保証委託契約申込日、契約成立日、保証委託金額等、本約款に基づく保証委託契約に関する事項
 - (3) 本約款に基づく保証委託取引状況、支払状況
 - (4) 本約款に関する私の支払能力を調査するためまたは支払途上における支払能力を調査するため、私が申告した私の資産、負債、収入、支出、保証会社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況
 - (5) 私が提出した、確定申告書（写）等、所得を証明する書類の記載事項
 - (6) 私または公的機関から、適法かつ適正な方法により取得した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
 - (7) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認書類等の記載事項
 - (8) 官報に掲載された情報等、公開されている情報
2. 私は、保証会社が前項に基づき収集した個人情報を、保護措置を講じたうえで銀行に提供し、銀行が表面記載のローン取引の与信判断および与信後の管理のために利用することに同意します。
3. 保証会社が加盟する個人情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、私の個人情報が登録されている場合には、保証会社が私の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
4. 私の本約款に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、保証会社の加盟する個人信用情報機関に本約款末尾の表に定める期間登録され、保証会社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員が、私の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
5. 保証会社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号、およびホームページアドレス、加盟企業の概要は、本約款末尾に記載されていることを確認します。また、保証会社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知されることに異存ありません。
6. 保証会社が加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号、およびホームページアドレス、加盟企業の概要は、本約款末尾に記載されていることを確認します。
7. 保証会社が加盟する個人信用情報機関に登録される情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約の種類、契約日、保証委託金額、保証残高、支払方法、支払状況等の情報であることに異存ありません。
8. 私は、保証会社が各種法令の規定により提供を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、公共機関等に個人情報を提供することに同意します。また、保証会社が本約款に基づく契約を含む保証会社との取引の管理のため、住民票等公的機関が発行する書類を収集するに際し、公的機関から個人情報の提供を求められた場合、当該個人情報を提供することに同意します。
9. 私は、保証会社および保証会社が加盟する個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、保証会社は、速やかに訂正、追加、または削除に応じるものとします。
 - (1) 保証会社に開示を求める場合には、本約款末尾に記載の保証会社のお客様相談室に連絡するものとします。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細を知ることができます。
 - (2) 個人信用情報機関に開示を求める場合には、本約款末尾に記載の個人信用情報機関に連絡するものとします。
10. 私は、保証委託契約申込書の必要な記載事項の記載を希望しない場合および本条各項の内容の全部または一部を承認できない場合、保証委託契約を断られたとしても異議ありません。
11. 私の個人情報に関する問い合わせや訂正・追加・削除の申し出、または意見の申し出等を行う場合は、本約款末尾に記載している保証会社のお客様相談室まで連絡するものとします。
12. 本約款に基づく保証委託契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第 1 項、第 4 項および本約款末尾の表 1 に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることがないことに異存ありません。

第 13 条（規約の変更）

本規定の変更について、保証会社から変更内容を通じた後または新保証委託約款を送付した後に表面記載のローンを利用したときは、私が変更事項または新保証委託約款を承諾したものとみなして構いません。

〔保証会社が加盟する個人信用情報機関の名称、問合せ電話番号、住所、およびホームページアドレス、加盟企業の概要〕

個人信用情報機関	提携する個人信用情報機関
株式会社シー・アイ・シー（CIC） TEL：0120-810-414 https://www.cic.co.jp/	○全国銀行個人信用情報センター（KSC） TEL：03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ○株式会社日本信用情報機構（JICC） TEL：0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/

なお、各個人信用情報機関の規約、入会資格、入会している会員のリスト等は、各個人信用情報機関のホームページに記載されております。

〔保証会社が加盟する個人信用情報機関に登録される情報とその期間〕

項目	a. 各取引に係る申込みをした事実	b. 各取引に関する客観的な取引事実	c. 各取引に基づく債務の支払を延滞等した事実
会社名			
(株)シー・アイ・シー（CIC）	当社が当該個人信用情報機関に照会した日から 6 ヶ月間	契約期間中および契約終了後 5 年以内	契約期間中および契約終了日から 5 年間

〔個人情報のお問合せや開示・訂正・削除の窓口〕

静銀ディーシーカード株式会社 お客様相談室 〒424-0886 静岡県清水区草薙一丁目 13 番 10 号 TEL：054-344-1155